

さいたま市債権回収対策本部第 36 回本部会次第

日 時 令和 7 年 7 月 31 日 (木)
14 時から 15 時 30 分まで
場 所 政策会議室

開 会

あいさつ

議 題

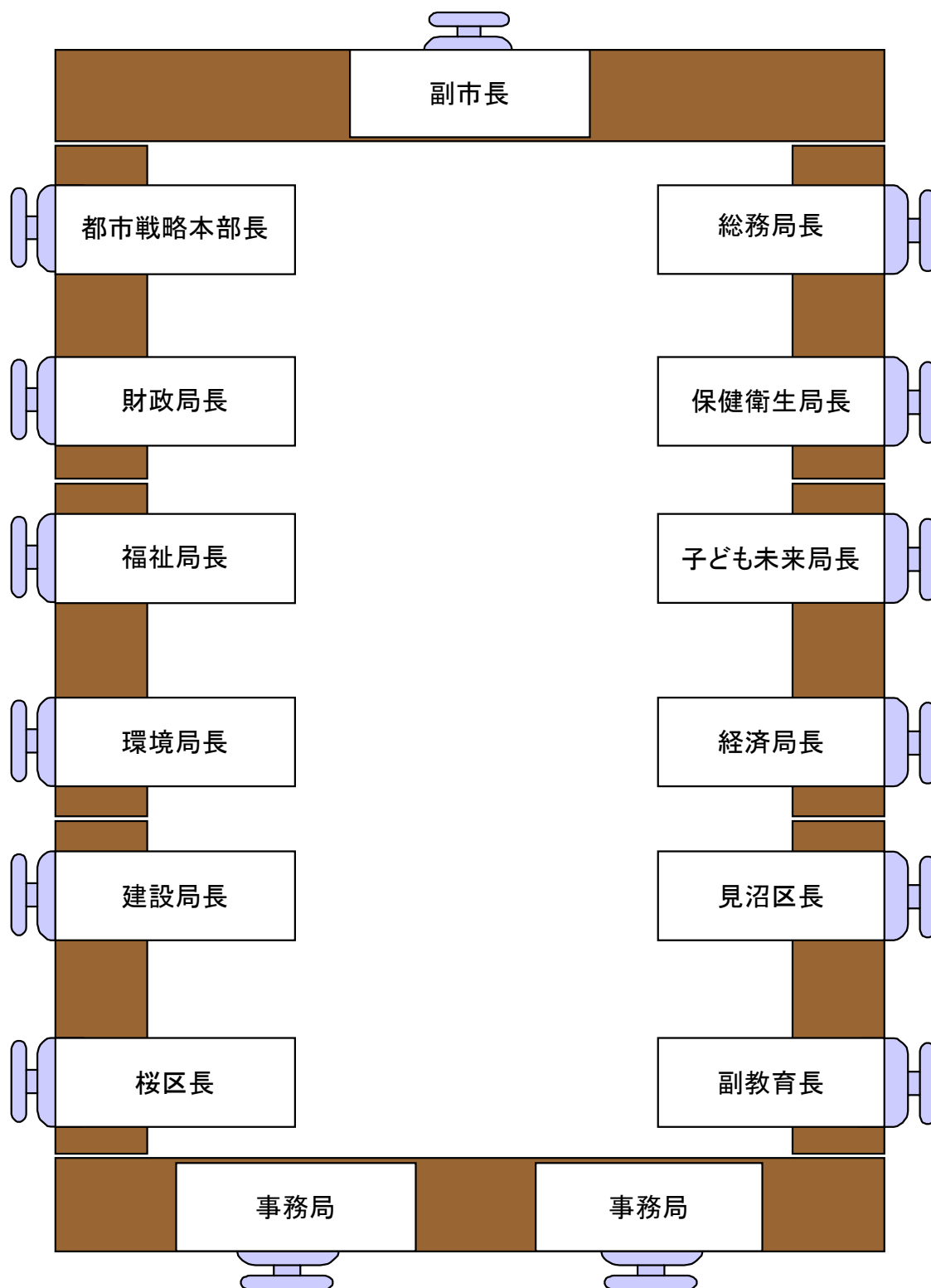
- | | |
|------------------------------|------------|
| 1 基本計画対象債権の状況について（令和 6 年度決算） | ．．． 2 ページ |
| 2 令和 7 年度目標の設定について | ．．． 16 ページ |
| 3 未収債権調査による対象債権の追加について | ．．． 20 ページ |
| 4 さいたま市債権回収対策基本計画の改定について | ．．． 24 ページ |

そ の 他

閉 会

さいたま市債権回収対策本部第36回本部会 座席表

政策会議室



さいたま市債権回収対策本部員名簿(R7.7.8現在)

No	役 職	氏 名
1	本部長	副市長 高 橋 篤
2	本部員	都市戦略本部長 佐 野 篤 資
3	本部員	総務局長 高 木 泰 博
4	本部員	財政局長 前 田 茂 人
5	本部員	保健衛生局長 小 島 徹一郎
6	本部員	福祉局長 山 崎 勝
7	本部員	子ども未来局長 安 部 健 一
8	本部員	環境局長 大 塚 一 晴
9	本部員	経済局長 金 子 芳 久
10	本部員	建設局長 斉 藤 稔
11	本部員	見沼区長 吉 田 亀 司
12	本部員	桜区長 栗 原 ゆ り
13	本部員	副教育長 栗 原 章 浩
	計 13 名	

※令和7年度の代表区長は見沼区長、桜区長

(事務局) 飯田税務部長・須賀収納対策課長

さいたま市債権回収対策本部第 36 回本部会資料

開催日時 令和 7 年 7 月 31 日 (木) 14 時から
場 所 政策会議室

計画・条例における債権回収対策の推進

●さいたま市債権回収対策基本計画について

さいたま市債権回収対策基本計画（以下、基本計画とする。）は、債権を適切に管理し、また、自立した徴収体制を確立し、積極的に債権回収を進め、収納率の向上及び収入未済額の圧縮を図ることを目標に、平成20年8月に策定された。基本計画では、推進体制として、債権回収対策本部は、全庁的な債権回収対策の推進に関して進行管理を行うこととされており、債権所管課は、債権回収対策の主体となる組織として適切な債権管理を行い、また、税務部・南北市税事務所は支援組織として困難事案の引継ぎ等を行い、連携しながら債権回収を進めることとされている。

●さいたま市債権管理条例について

さいたま市債権管理条例（以下、条例とする。）は、債権管理に関する事務の適正化を図り、公正かつ円滑な行政運営に資することを目的に、平成28年4月に施行され、台帳の整備、督促状の発付、情報の共有、債権の放棄の基準が示された。併せて、条例に基づく債権管理の運用に係る要綱と逐条解説も作成された。

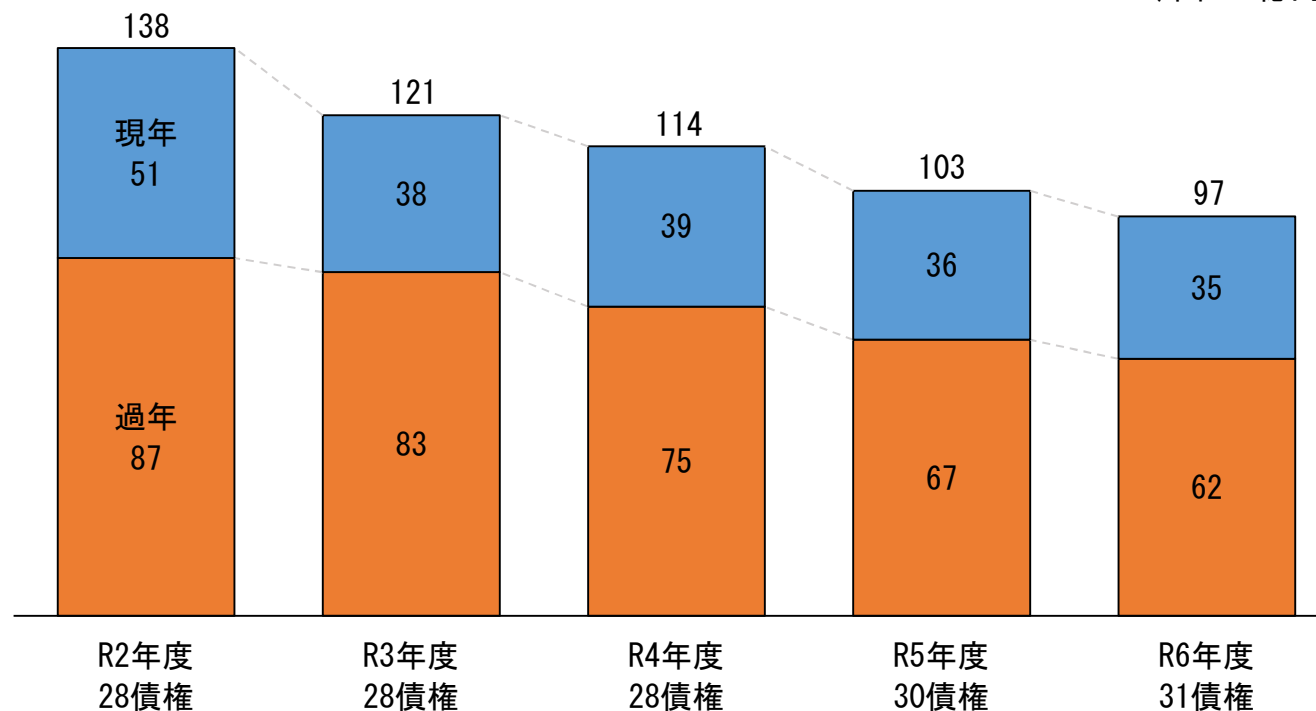
1 令和 6 年度の収入未済額の状況

（１）収入未済額の推移

令和 2 年度（138億円） → 令和 6 年度（97億円） ▲41億円（▲29.7%）

令和 5 年度（103億円） → 令和 6 年度（97億円） ▲6億円（▲6.1%）

（単位：億円）



※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 債権別の収入未済額(現年・過年)の推移(令和2年度決算状況～令和6年度決算状況)

(単位：千円)

局	課	債権名	令和2年度 A	令和3年度 B	令和4年度 C	令和5年度 D	令和6年度 E	増減率		収納率		
								令和6年度-令和2年度 F=(E-A)/A	令和6年度-令和5年度 G=(E-D)/D	令和5年度 H	令和6年度 I	前年度比 J=I-H ※4
財政局	収納対策課	強－1 市税	5,524,675	4,507,027	4,362,184	3,865,291	3,409,657	▲38.3%	▲11.8%	98.5%	98.7%	0.2
保健衛生局	思い出の里 市営霊園事務所	非－1 墓地管理料	3,918	3,989	4,199	4,285	4,554	16.2%	6.3%	95.7%	95.4%	▲0.3
		非－2 納骨堂使用料	918	1,000	1,097	1,214	1,065	15.9%	▲12.3%	85.0%	86.0%	1.1
	医事課	私－4 入院医療費 ※2,3	154,590	154,789	157,767	235,517	226,569	46.6%	▲3.8%	84.1%	86.2%	2.2
		私－5 外来医療費 ※2,3	28,269	25,826	29,551	31,166	31,557	11.6%	1.3%	95.4%	95.5%	0.1
福祉局	福祉総務課	私－1 緊急生活資金貸付金	2,188	1,816	1,724	1,285	1,189	▲45.7%	▲7.5%	0.4%	0.0%	▲0.4
		私－2 岩槻市生活資金愛の泉貸付金	5,519	5,068	4,858	4,665	4,413	▲20.0%	▲5.4%	1.9%	0.6%	▲1.3
	生活福祉課	非－3 生活保護費返還金	2,092,038	2,099,225	2,089,949	2,120,313	2,135,464	2.1%	0.7%	16.8%	16.2%	▲0.6
	国保年金課	強－2 国民健康保険税	5,083,758	4,520,645	3,881,942	3,170,988	2,980,551	▲41.4%	▲6.0%	85.5%	87.0%	1.5
		強－3 後期高齢者医療保険料	134,413	124,237	146,677	151,263	174,658	29.9%	15.5%	99.1%	99.1%	▲0.1
		非－5 国民健康保険事業特別会計返納金	122,539	119,451	127,097	155,937	147,197	20.1%	▲5.6%	18.7%	21.8%	3.1
	高齢福祉課	非－7 老人ホーム入所・保護者負担金	3,598	3,144	3,025	2,706	2,484	▲31.0%	▲8.2%	97.2%	97.1%	▲0.1
	介護保険課	強－4 介護保険料	365,854	355,087	369,325	366,947	376,920	3.0%	2.7%	97.9%	98.1%	0.2
	障害福祉課	非－4 心身障害者福祉手当返還金	1,485	1,722	1,634	1,310	379	▲74.5%	▲71.1%	32.6%	25.5%	▲7.1
		非－6 心身障害者医療給付費返還金	953	190	173	196	144	▲84.9%	▲26.6%	81.8%	86.7%	4.9
		私－3 心身障害者扶養共済収入	3,782	3,709	3,436	3,175	2,821	▲25.4%	▲11.1%	96.9%	97.2%	0.3
子ども未来局	子育て支援課	非－8 児童手当等返還金	5,009	7,030	9,239	8,767	8,116	62.0%	▲7.4%	47.6%	25.3%	▲22.3
		非－9 児童扶養手当返還金	14,343	15,651	12,168	18,894	20,681	44.2%	9.5%	26.0%	12.5%	▲13.5
		非－12 ひとり親家庭等医療費	-	-	-	-	2,271	-	-	-	16.6%	-
		私－6 母子父子寡婦福祉資金貸付金	14,536	13,700	16,662	16,873	15,315	5.4%	▲9.2%	74.5%	77.3%	2.8
	放課後児童課	非－10 放課後児童健全育成事業保護者負担金	21,823	19,039	17,943	16,830	13,172	▲39.6%	▲21.7%	94.3%	95.2%	0.9
	保育課	強－5 公立保育所使用料	-	-	-	21,569	17,919	-	▲16.9%	96.4%	96.9%	0.5
		私－9 保護者給食費負担金	3,793	3,993	5,828	6,957	7,936	109.2%	14.1%	97.0%	96.5%	▲0.5
		私－10 公立保育所時間外保育使用料	2,996	3,370	3,876	4,404	4,579	52.8%	4.0%	72.8%	70.4%	▲2.4
	保育施設支援課	強－6 私立保育所保護者負担金 ※1	129,993	99,537	89,985	55,286	52,568	▲59.6%	▲4.9%	98.2%	98.3%	0.2
	児童相談所	強－7 児童福祉施設保護者負担金	6,291	7,863	8,102	9,158	10,279	63.4%	12.2%	40.6%	38.7%	▲1.9
環境局	廃棄物対策課	非－11 し尿処理手数料	10,442	9,514	7,784	5,744	4,466	▲57.2%	▲22.2%	79.1%	82.2%	3.2
経済局	産業展開推進課	私－11 さいたま市小規模企業者等給付金返還金	-	-	-	931	844	-	▲9.3%	30.8%	9.3%	▲21.5
建設局	下水道総務課	強－8 下水道事業受益者負担金 ※3	29,597	26,666	24,871	23,683	22,273	▲24.7%	▲6.0%	83.2%	90.5%	7.3
		私－7 水洗便所改造資金貸付金 ※3	2,386	2,216	1,925	1,894	1,596	▲33.1%	▲15.7%	65.2%	66.5%	1.4
教育委員会事務局	学事課	私－8 入学準備金・奨学金貸付金	12,089	10,859	10,528	8,966	8,159	▲32.5%	▲9.0%	87.0%	87.7%	0.6
合 計			13,781,797	12,146,365	11,393,549	10,316,213	9,689,795	▲29.7%	▲6.1%	96.7%	97.1%	0.3

※1 令和4年度までは保育課が所管していたが、令和5年度より私立保育所保護者負担金（保育施設支援課）と公立保育所使用料（保育課）に分かれている。

※2 入院医療費と外来医療費は、保険者負担分を除いた患者負担分を計上。

※3 企業会計のため出納整理期間がなく、3月末時点での決算数値である。

※4 単位未満は四捨五入しているため、差し引きが一致しない場合がある。

① 令和4年度以降、前年度より収入未済額が増加した箇所を網掛け

② 増減率が令和2年度と令和6年度、令和5年度と令和6年度を比べ5%以上増加した箇所（赤字）と債権名を網掛け

(2) 債権別の収入未済額(現年)の推移(令和2年度決算状況～令和6年度決算状況)

(単位：千円)

局	課	債権名		令和2年度 A	令和3年度 B	令和4年度 C	令和5年度 D	令和6年度 E	増減率		収納率		
									令和6年度-令和2年度 F=(E-A)/A	令和6年度-令和5年度 G=(E-D)/D	令和5年度 H	令和6年度 I	前年度比 J=I-H ※4
財政局	収納対策課	強-1	市税	2,694,423	1,628,614	1,767,148	1,537,707	1,477,944	▲45.1%	▲3.9%	99.5%	99.5%	0.0
保健衛生局	思い出の里 市営霊園事務所	非-1	墓地管理料	1,377	1,309	1,355	1,302	1,442	4.7%	10.7%	98.8%	98.7%	▲0.1
		非-2	納骨堂使用料	256	341	373	393	285	11.5%	▲27.3%	95.0%	96.1%	1.1
	医事課	私-4	入院医療費 ※2,3	56,737	48,095	39,565	108,702	60,631	6.9%	▲44.2%	91.8%	95.7%	3.9
		私-5	外来医療費 ※2,3	4,644	4,068	6,658	6,183	7,114	53.2%	15.1%	99.0%	98.9%	▲0.1
福祉局	福祉総務課	私-1	緊急生活資金貸付金	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
		私-2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	生活福祉課	非-3	生活保護費返還金	243,012	240,078	257,021	285,188	231,050	▲4.9%	▲19.0%	55.9%	60.2%	4.3
	国保年金課	強-2	国民健康保険税	1,784,149	1,562,667	1,445,807	1,297,323	1,274,608	▲28.6%	▲1.8%	94.8%	94.9%	0.1
		強-3	後期高齢者医療保険料	69,210	68,301	97,051	92,598	109,382	58.0%	18.1%	99.6%	99.6%	▲0.1
		非-5	国民健康保険事業特別会計返納金	22,080	13,790	24,727	51,764	23,061	4.4%	▲55.5%	33.5%	55.3%	21.7
	高齢福祉課	非-7	老人ホーム入所・保護者負担金	871	1,259	474	356	817	▲6.2%	129.5%	99.7%	99.2%	▲0.4
	介護保険課	強-4	介護保険料	179,205	191,030	194,642	180,184	219,011	22.2%	21.5%	99.3%	99.3%	▲0.1
		非-4	心身障害者福祉手当返還金	45	575	18	48	20	▲55.6%	▲57.9%	92.8%	89.0%	▲3.8
		非-6	心身障害者医療給付費返還金	0	33	0	52	0	-	▲100.0%	94.2%	100.0%	5.8
		私-3	心身障害者扶養共済収入	153	57	46	0	23	▲84.7%	-	100.0%	100.0%	▲0.0
子ども未来局	子育て支援課	非-8	児童手当等返還金	2,110	1,895	6,094	1,923	1,310	▲37.9%	▲31.9%	74.8%	64.5%	▲10.3
		非-9	児童扶養手当返還金	1,052	3,666	1,653	7,654	5,669	439.1%	▲25.9%	38.6%	25.3%	▲13.4
		非-12	ひとり親家庭等医療費	-	-	-	-	1,008	-	-	-	28.0%	-
		私-6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	1,068	5,463	5,718	1,354	1,887	76.7%	39.4%	97.3%	96.3%	▲1.0
	放課後児童課	非-10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	5,742	5,264	6,163	6,032	3,674	▲36.0%	▲39.1%	98.1%	98.8%	0.7
	保育課	強-5	公立保育所使用料	-	-	-	4,355	2,988	-	▲31.4%	99.4%	99.5%	0.1
		私-9	保護者給食費負担金	2,762	1,645	2,541	2,710	2,355	▲14.7%	▲13.1%	98.8%	98.9%	0.1
		私-10	公立保育所時間外保育使用料	507	570	659	718	414	▲18.4%	▲42.4%	94.2%	96.3%	2.1
	保育施設支援課	強-6	私立保育所保護者負担金 ※1	15,024	13,639	18,731	16,294	15,806	5.2%	▲3.0%	99.5%	99.5%	0.0
	児童相談所	強-7	児童福祉施設保護者負担金	1,521	2,120	2,139	2,916	2,718	78.7%	▲6.8%	70.0%	70.8%	0.8
環境局	廃棄物対策課	非-11	し尿処理手数料	2,330	2,023	1,723	1,376	1,318	▲43.4%	▲4.2%	94.5%	94.5%	0.0
経済局	産業展開推進課	私-11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-
建設局	下水道総務課	強-8	下水道事業受益者負担金 ※3	7,235	6,679	6,854	6,862	6,690	▲7.5%	▲2.5%	94.9%	97.2%	2.3
		私-7	水洗便所改造資金貸付金 ※3	369	350	328	305	229	▲38.0%	▲24.9%	91.3%	92.0%	0.7
教育委員会事務局	学事課	私-8	入学準備金・奨学金貸付金	2,020	1,830	2,313	1,390	1,253	▲38.0%	▲9.9%	97.6%	97.8%	0.2
合 計				5,097,900	3,805,361	3,889,800	3,615,687	3,452,709	▲32.3%	▲4.5%	99.0%	99.1%	0.1

※1 令和4年度までは保育課が所管していたが、令和5年度より私立保育所保護者負担金(保育施設支援課)と公立保育所使用料(保育課)に分かれている。

※2 入院医療費と外来医療費は、保険者負担分を除いた患者負担分を計上。

※3 企業会計のため出納整理期間がなく、3月末時点での決算数値である。

※4 単位未満は四捨五入しているため、差し引きが一致しない場合がある。

① 令和4年度以降、前年度より収入未済額が増加した箇所を網掛け

② 増減率が令和2年度と令和6年度、令和5年度と令和6年度を比べ5%以上増加した箇所(赤字)と債権名を網掛け

(2) 債権別の収入未済額(過年)の推移(令和2年度決算状況～令和6年度決算状況)

(単位：千円)

局	課	債権名		令和2年度 A	令和3年度 B	令和4年度 C	令和5年度 D	令和6年度 E	増減率		収納率		
									令和6年度-令和2年度 F=(E-A)/A	令和6年度-令和5年度 G=(E-D)/D	令和5年度 H	令和6年度 I	前年度比 J=I-H※3
財政局	収納対策課	強－1	市税	2,830,253	2,878,412	2,595,035	2,327,584	1,931,712	▲31.7%	▲17.0%	32.4%	36.4%	4.1
保健衛生局	思い出の里 市営霊園事務所	非－1	墓地管理料	2,541	2,680	2,844	2,983	3,113	22.5%	4.4%	17.1%	13.7%	▲3.4
		非－2	納骨堂使用料	662	659	725	821	779	17.6%	▲5.1%	13.3%	24.6%	11.3
	医事課	私－4	入院医療費 ※2	97,854	106,694	118,202	126,815	165,938	69.6%	30.9%	18.5%	29.5%	11.0
		私－5	外来医療費 ※2	23,625	21,758	22,893	24,983	24,443	3.5%	▲2.2%	15.3%	21.6%	6.3
福祉局	福祉総務課	私－1	緊急生活資金貸付金	2,188	1,816	1,724	1,285	1,189	▲45.7%	▲7.5%	0.4%	0.0%	▲0.4
		私－2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	5,519	5,068	4,858	4,665	4,413	▲20.0%	▲5.4%	1.9%	0.6%	▲1.3
	生活福祉課	非－3	生活保護費返還金	1,849,026	1,859,148	1,832,927	1,835,125	1,904,415	3.0%	3.8%	5.1%	4.5%	▲0.5
	国保年金課	強－2	国民健康保険税	3,299,610	2,957,978	2,436,135	1,873,665	1,705,942	▲48.3%	▲9.0%	27.7%	26.2%	▲1.5
		強－3	後期高齢者医療保険料	65,203	55,936	49,626	58,665	65,276	0.1%	11.3%	48.4%	43.5%	▲4.8
		非－5	国民健康保険事業特別会計返納金	100,458	105,661	102,370	104,174	124,136	23.6%	19.2%	9.7%	10.8%	1.1
	高齢福祉課	非－7	老人ホーム入所・保護者負担金	2,727	1,885	2,552	2,350	1,667	▲38.9%	▲29.1%	9.5%	13.2%	3.7
	介護保険課	強－4	介護保険料	186,649	164,057	174,683	186,763	157,909	▲15.4%	▲15.4%	13.4%	18.8%	5.4
	障害福祉課	非－4	心身障害者福祉手当返還金	1,440	1,147	1,616	1,262	359	▲75.1%	▲71.6%	8.1%	16.6%	8.5
		非－6	心身障害者医療給付費返還金	953	157	173	144	144	▲84.9%	0.0%	19.3%	26.6%	7.2
		私－3	心身障害者扶養共済収入	3,629	3,652	3,390	3,175	2,798	▲22.9%	▲11.9%	7.6%	11.9%	4.3
子ども未来局	子育て支援課	非－8	児童手当等返還金	2,899	5,135	3,145	6,844	6,806	134.8%	▲0.6%	26.1%	5.5%	▲20.7
		非－9	児童扶養手当返還金	13,291	11,985	10,515	11,240	15,011	12.9%	33.6%	14.5%	6.8%	▲7.7
		非－12	ひとり親家庭等医療費	-	-	-	-	1,263	-	-	-	-	-
		私－6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	13,468	8,237	10,944	15,519	13,428	▲0.3%	▲13.5%	6.7%	20.4%	13.8
	放課後児童課	非－10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	16,082	13,775	11,780	10,798	9,498	▲40.9%	▲12.0%	26.5%	28.2%	1.8
	保育課	強－5	公立保育所使用料	-	-	-	17,214	14,930	-	▲13.3%	-	17.4%	2.2
		私－9	保護者給食費負担金	1,031	2,348	3,287	4,247	5,582	441.3%	31.4%	27.1%	19.8%	▲7.4
		私－10	公立保育所時間外保育使用料	2,489	2,801	3,217	3,686	4,165	67.3%	13.0%	4.9%	5.4%	0.5
	保育施設支援課	強－6	私立保育所保護者負担金 ※1	114,970	85,899	71,254	38,992	36,762	▲68.0%	▲5.7%	25.2%	23.7%	▲1.4
	児童相談所	強－7	児童福祉施設保護者負担金	4,770	5,744	5,963	6,242	7,560	58.5%	21.1%	5.2%	6.2%	1.0
環境局	廃棄物対策課	非－11	し尿処理手数料	8,112	7,491	6,062	4,367	3,148	▲61.2%	▲27.9%	29.3%	30.9%	1.6
経済局	産業展開推進課	私－11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	-	-	-	931	844	-	▲9.3%	30.8%	9.3%	▲21.5
建設局	下水道総務課	強－8	下水道事業受益者負担金	22,363	19,987	18,017	16,822	15,582	▲30.3%	▲7.4%	19.8%	24.4%	4.6
		私－7	水洗便所改造資金貸付金	2,016	1,866	1,597	1,589	1,367	▲32.2%	▲14.0%	17.4%	27.8%	10.4
教育委員会事務局	学事課	私－8	入学準備金・奨学金貸付金	10,069	9,029	8,214	7,577	6,906	▲31.4%	▲8.8%	28.0%	23.0%	▲5.1
合 計				8,683,897	8,341,004	7,503,749	6,700,526	6,237,086	▲28.2%	▲6.9%	24.5%	25.1%	0.6

※1 令和4年度までは保育課が所管していたが、令和5年度より私立保育所保護者負担金（保育施設支援課）と公立保育所使用料（保育課）に分かれている。

※2 入院医療費と外来医療費は、保険者負担分を除いた患者負担分を計上。

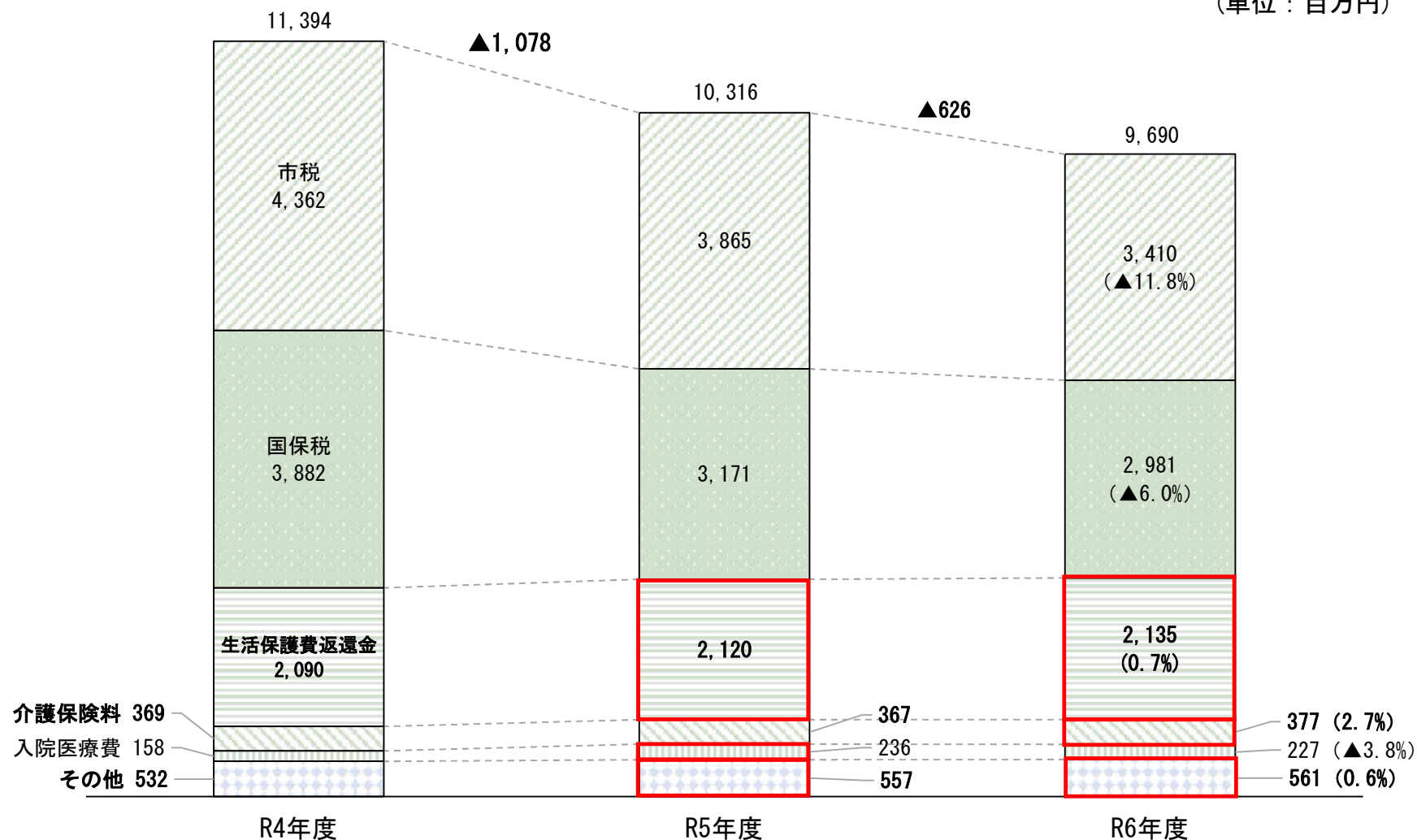
※3 単位未満は四捨五入しているため、差し引きが一致しない場合がある。

① 令和4年度以降、前年度より収入未済額が増加した箇所を網掛け

② 増減率が令和2年度と令和6年度、令和5年度と令和6年度を比べ5%以上増加した箇所（赤字）と債権名を網掛け

(3) 債権別の収入未済額の状況

(単位：百万円)

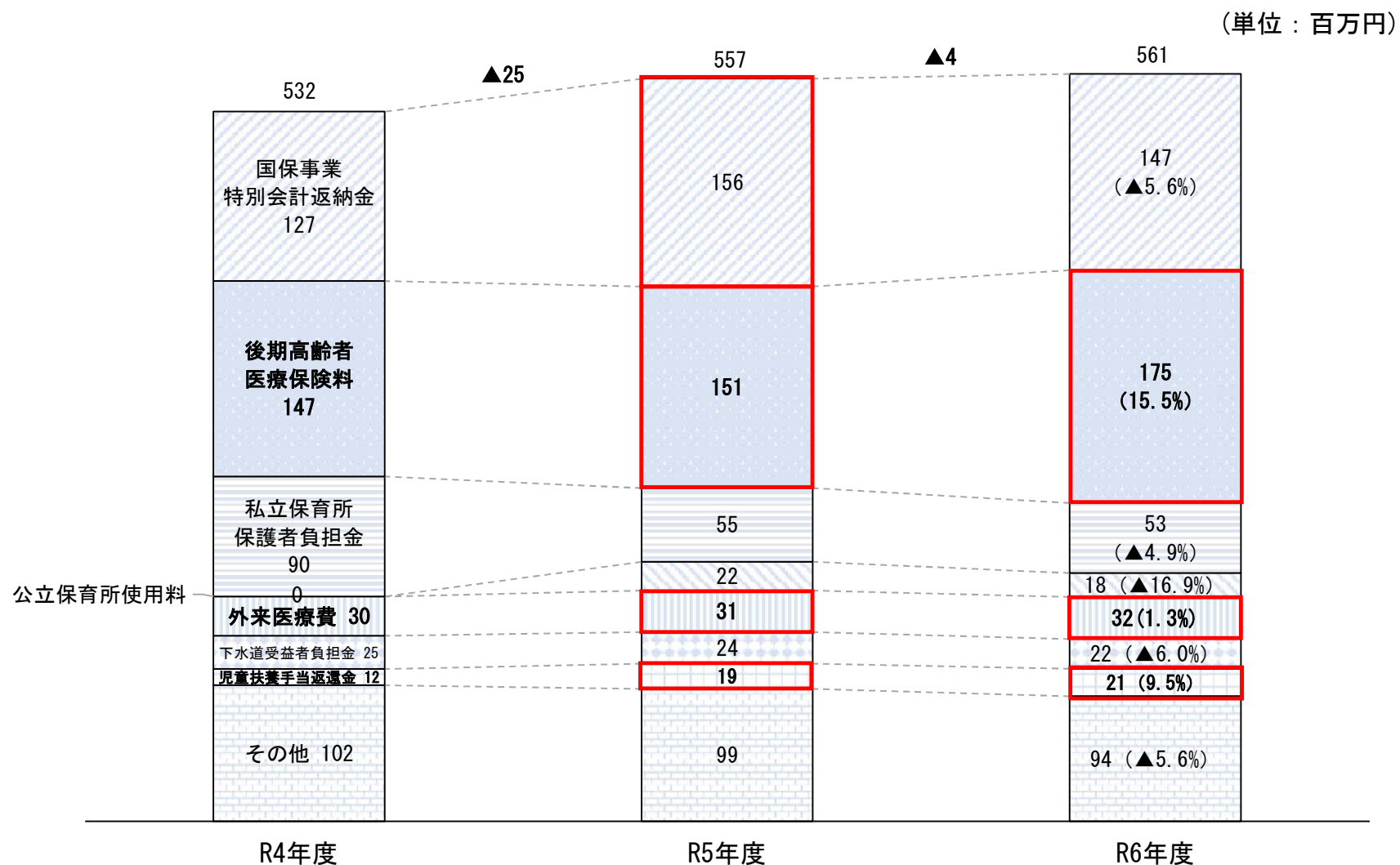


※国民健康保険税については、市税とあわせて徴収している。

※令和6年度収入未済額の括弧内は、前年度からの増減率を表している。

※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

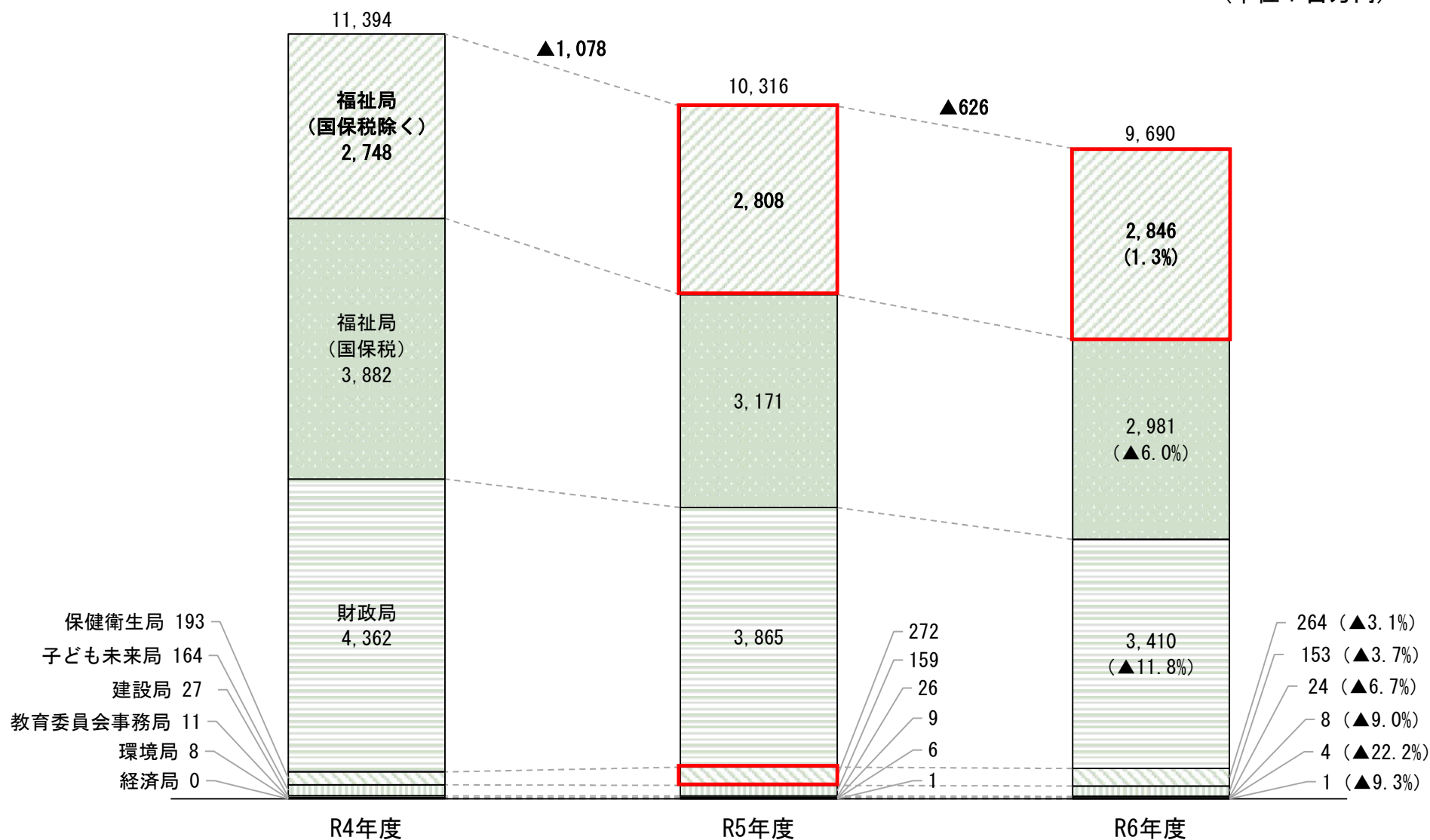
(4) 債権別の収入未済額の状況（主要5債権除く）



※令和4年度までは公立保育所使用料と私立保育所保護者負担金を合算して1つの債権として扱っていたが、令和5年度より分かれている。
 ※令和6年度収入未済額の括弧内は、前年度からの増減率を表している。
 ※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

(5) 局別の収入未済額の状況

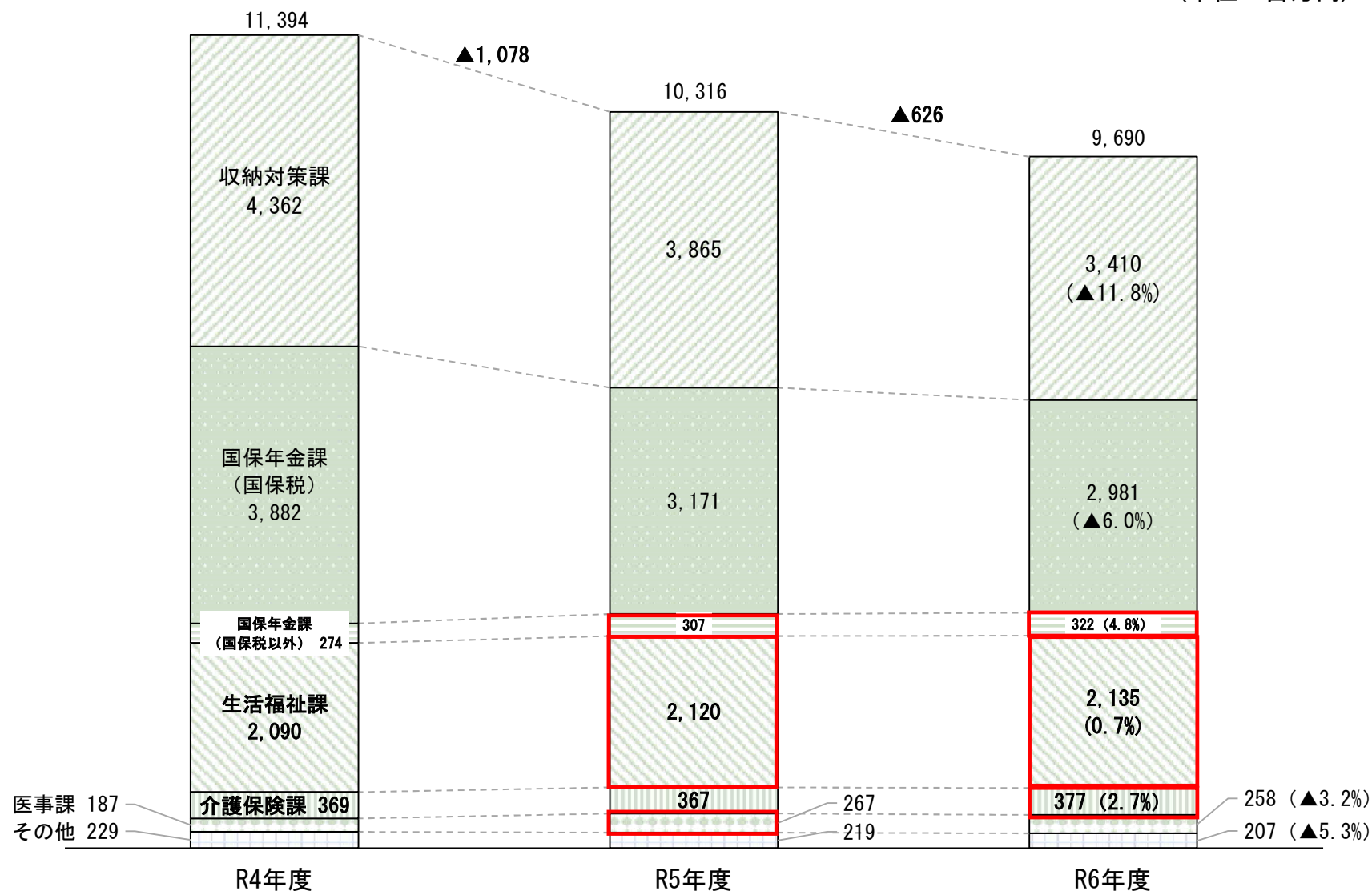
(単位：百万円)



※国民健康保険税については、市税（財政局所管）とあわせて徴収している。
 ※令和6年度収入未済額の括弧内は、前年度からの増減率を表している。
 ※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

(6) 課別の収入未済額の状況

(単位：百万円)



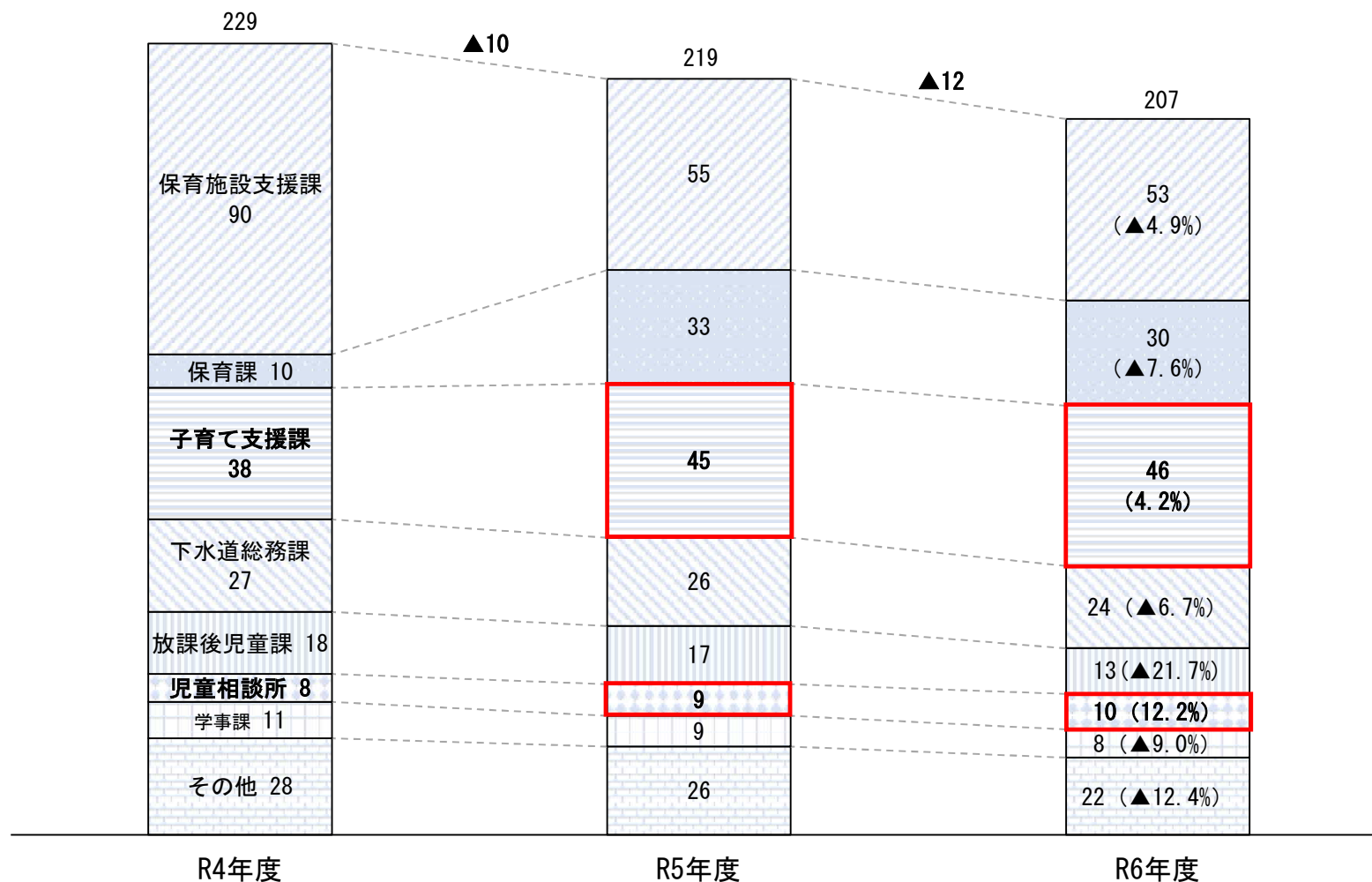
※国民健康保険税については、市税（収納対策課所管）とあわせて徴収している。

※令和6年度収入未済額の括弧内は、前年度からの増減率を表している。

※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

(7) 課別の収入未済額の状況（主要5課除く）

(単位：百万円)



※令和4年度までは公立保育所使用料と私立保育所保護者負担金を1つの債権として扱っていたため、保育施設支援課として計上。令和5年度より保育施設支援課と保育課それぞれで計上している。

※令和6年度収入未済額の括弧内は、前年度からの増減率を表している。

※単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

(8) 令和6年度の債権別の収入未済額(現年・過年)の状況(組織順)

(単位:千円)

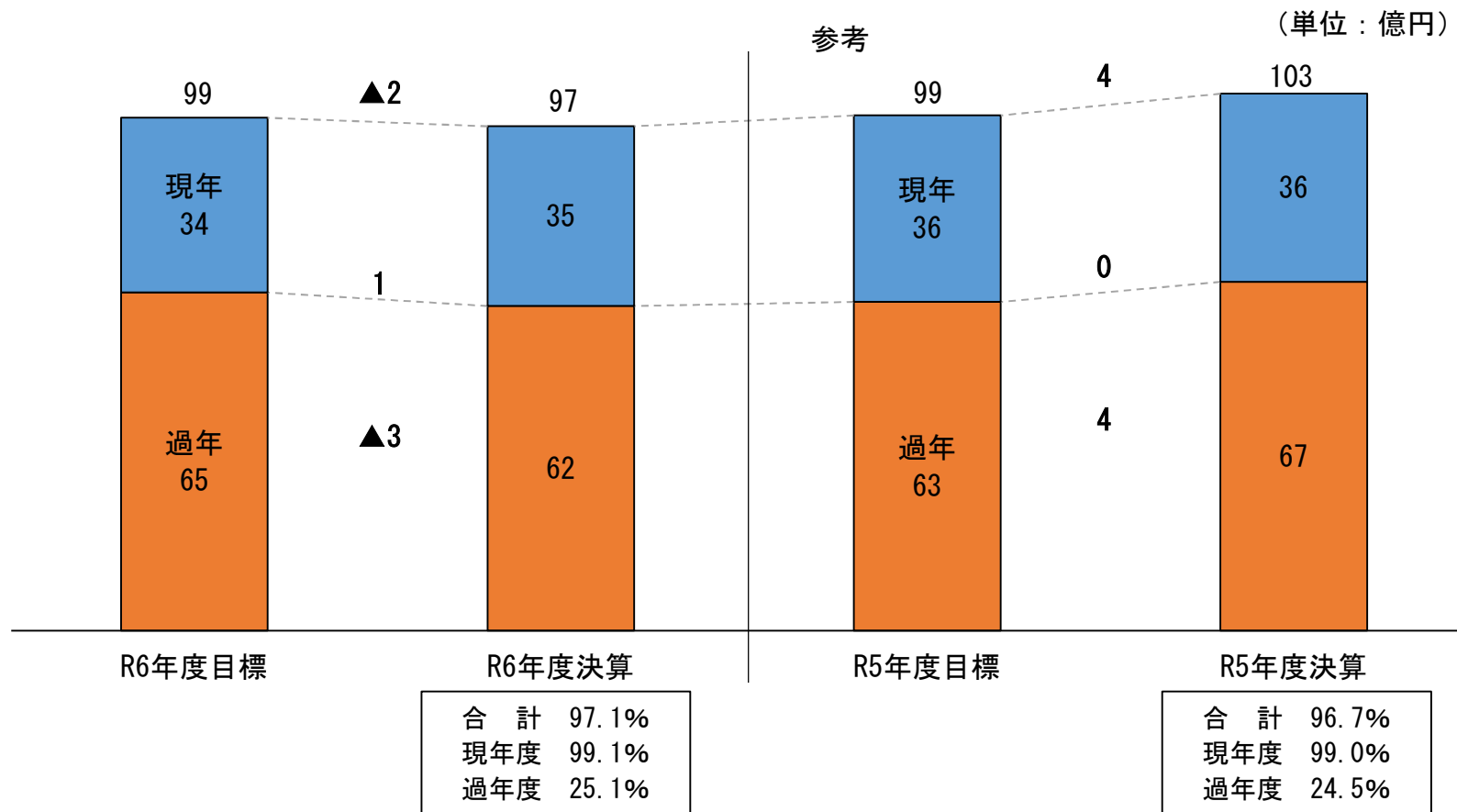
局	課	債権名		調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	還付未済額 D	収入未済額 E=A-B-C+D	収入未済額 F
財政局	収納対策課	強ー1	市税	295,362,568	291,478,524	529,936	55,549	3,409,657	3,409,657
保健衛生局	思い出の里 市営公園事務所	非ー1	墓地管理料	110,839	105,725	574	15	4,554	263,745
		非ー2	納骨堂使用料	8,597	7,397	135	0	1,065	
	医事課	私ー4	入院医療費 ※1,2	1,646,485	1,419,760	156	0	226,569	
		私ー5	外来医療費 ※1,2	696,495	664,935	4	0	31,557	
福祉局	福祉総務課	私ー1	緊急生活資金貸付金	1,285	0	96	0	1,189	5,826,220
		私ー2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	4,665	27	225	0	4,413	
	生活福祉課	非ー3	生活保護費返還金	2,781,797	449,562	196,771	0	2,135,464	
	国保年金課	強ー2	国民健康保険税	27,240,901	23,712,246	602,287	54,182	2,980,551	
		強ー3	後期高齢者医療保険料	17,162,294	17,001,168	20,633	34,165	174,658	
		非ー5	国民健康保険事業特別会計返納金	207,479	45,311	14,971	0	147,197	
	高齢福祉課	非ー7	老人ホーム入所・保護者負担金	110,805	107,638	683	0	2,484	
	介護保険課	強ー4	介護保険料	25,188,976	24,706,942	145,069	39,956	376,920	
	障害福祉課	非ー4	心身障害者福祉手当返還金	1,492	380	733	0	379	
		非ー6	心身障害者医療給付費返還金	1,085	940	0	0	144	
		私ー3	心身障害者扶養共済収入	99,957	97,136	0	0	2,821	
子ども未来局	子育て支援課	非ー8	児童手当等返還金	10,982	2,776	90	0	8,116	152,836
		非ー9	児童扶養手当返還金	24,334	3,049	604	0	20,681	
		非ー12	ひとり親家庭等医療費	2,823	468	84	0	2,271	
		私ー6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	67,578	52,263	0	0	15,315	
	放課後児童課	非ー10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	329,001	313,251	2,578	0	13,172	
	保育課	強ー5	公立保育所使用料	675,213	654,410	2,884	0	17,919	
		私ー9	保護者給食費負担金	226,996	219,060	0	0	7,936	
		私ー10	公立保育所時間外保育使用料	15,461	10,882	0	0	4,579	
	保育施設支援課	強ー6	私立保育所保護者負担金	3,489,455	3,431,477	5,410	0	52,568	
	児童相談所	強ー7	児童福祉施設保護者負担金	18,555	7,174	1,102	0	10,279	
環境局	廃棄物対策課	非ー11	し尿処理手数料	29,788	24,501	822	0	4,466	4,466
経済局	産業展開推進課	私ー11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	931	86	0	0	844	844
建設局	下水道総務課	強ー8	下水道事業受益者負担金 ※2	259,141	234,545	2,323	0	22,273	23,868
		私ー7	水洗便所改造資金貸付金 ※2	4,770	3,175	0	0	1,596	
教育委員会事務局	学事課	私ー8	入学準備金・奨学金貸付金	66,097	57,938	0	0	8,159	8,159
合 計				375,846,844	364,812,747	1,528,171	183,868	9,689,795	9,689,795

※1 入院医療費と外来医療費は、保険者負担分を除いた患者負担分を計上。

※2 企業会計のため出納整理期間がなく、3月末時点での決算数値である。

2 令和6年度収入未済額目標の達成状況

(1) 収入未済額目標の達成状況



収入未済額は令和6年度目標の約99億円に対し、決算では約97億円となり、目標より約2億円多く圧縮した。圧縮額は、市税が目標額より約2.7億多い4.5億円圧縮している。

その他、各債権所管課において目標を達成した債権は、31債権中17債権、特に心身障害者福祉手当返還金やし尿処理手数料、公立保育所使用料が目標を大きく上回った。

(2) 債権別収入未済額の目標達成状況(組織順)

(単位：千円)

局	所管課	債権名		令和5年度 決算 A	令和6年度 決算 B	令和6年度 決算増減額 C=B-A	令和6年度 決算増減率 D=C/A	令和6年度 目標 E	令和6年度 目標増減額 F=B-E	令和6年度 目標増減率 G=F/E	局 別		
											令和6年度 決算 H	令和6年度 目標 I	令和6年度 目標増減率 J=(H-I)/I
財政局	収納対策課	強-1	市税	3,865,291	3,409,657	▲455,634	▲11.8%	3,680,476	▲270,819	▲7.4%	3,409,657	3,680,476	▲7.4%
保健衛生局	思い出の里 市営霊園事務所	非-1	墓地管理料	4,285	4,554	270	6.3%	4,260	294	6.9%	263,745	263,325	0.2%
		非-2	納骨堂使用料	1,214	1,065	▲149	▲12.3%	1,164	▲100	▲8.6%			
	医事課	私-4	入院医療費 ※1,2	235,517	226,569	▲8,948	▲3.8%	226,210	359	0.2%			
		私-5	外来医療費 ※1,2	31,166	31,557	391	1.3%	31,691	▲134	▲0.4%			
福祉局	福祉総務課	私-1	緊急生活資金貸付金	1,285	1,189	▲96	▲7.5%	1,278	▲90	▲7.0%	5,826,220	5,719,929	1.9%
		私-2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	4,665	4,413	▲252	▲5.4%	4,572	▲159	▲3.5%			
	生活福祉課	非-3	生活保護費返還金	2,120,313	2,135,464	15,151	0.7%	2,130,202	5,262	0.2%			
	国保年金課	強-2	国民健康保険税	3,170,988	2,980,551	▲190,438	▲6.0%	2,939,308	41,243	1.4%			
		強-3	後期高齢者医療保険料	151,263	174,658	23,395	15.5%	148,000	26,658	18.0%			
		非-5	国民健康保険事業特別会計返納金	155,937	147,197	▲8,740	▲5.6%	155,932	▲8,735	▲5.6%			
	高齢福祉課	非-7	老人ホーム入所・保護者負担金	2,706	2,484	▲222	▲8.2%	2,530	▲46	▲1.8%			
	介護保険課	強-4	介護保険料	366,947	376,920	9,973	2.7%	333,756	43,165	12.9%			
	障害福祉課	非-4	心身障害者福祉手当返還金	1,310	379	▲931	▲71.1%	1,195	▲816	▲68.3%			
		非-6	心身障害者医療給付費返還金	196	144	▲52	▲26.6%	137	7	5.3%			
		私-3	心身障害者扶養共済収入	3,175	2,821	▲354	▲11.1%	3,020	▲199	▲6.6%			
子ども未来局	子育て支援課	非-8	児童手当等返還金	8,767	8,116	▲651	▲7.4%	8,700	▲584	▲6.7%	152,836	151,530	0.9%
		非-9	児童扶養手当返還金	18,894	20,681	1,787	9.5%	18,800	1,881	10.0%			
		非-12	ひとり親家庭等医療費	-	2,271	-	-	2,200	71	3.2%			
		私-6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	16,873	15,315	▲1,558	▲9.2%	16,200	▲885	▲5.5%			
	放課後児童課	非-10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	16,830	13,172	▲3,658	▲21.7%	13,558	▲386	▲2.8%			
	保育課	強-5	公立保育所使用料	21,569	17,919	▲3,650	▲16.9%	20,428	▲2,509	▲12.3%			
		私-9	保護者給食費負担金	6,957	7,936	979	14.1%	6,461	1,476	22.8%			
		私-10	公立保育所時間外保育使用料	4,404	4,579	175	4.0%	4,149	430	10.4%			
	保育施設支援課	強-6	私立保育所保護者負担金	55,286	52,568	▲2,718	▲4.9%	52,878	▲311	▲0.6%			
	児童相談所	強-7	児童福祉施設保護者負担金	9,158	10,279	1,121	12.2%	8,157	2,122	26.0%			
環境局	廃棄物対策課	非-11	し尿処理手数料	5,744	4,466	▲1,278	▲22.2%	5,300	▲834	▲15.7%	4,466	5,300	▲15.7%
経済局	産業展開推進課	私-11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	931	844	▲86	▲9.3%	791	54	6.8%	844	791	6.8%
建設局	下水道総務課	強-8	下水道事業受益者負担金 ※2	23,683	22,273	▲1,411	▲6.0%	22,499	▲226	▲1.0%	23,868	24,392	▲2.1%
		私-7	水洗便所改造資金貸付金 ※2	1,894	1,596	▲298	▲15.7%	1,893	▲298	▲15.7%			
教育委員会事務局	学事課	私-8	入学準備金・奨学金貸付金	8,966	8,159	▲807	▲9.0%	8,100	59	0.7%	8,159	8,100	0.7%
合 計				10,316,213	9,689,795	▲626,418	▲6.1%	9,853,843	▲164,049	▲1.7%	9,689,795	9,853,843	▲1.7%

※1 入院医療費と外来医療費は、保険者負担分を除いた患者負担分を計上。

※2 企業会計のため出納整理期間がなく、3月末時点での決算数値である。

令和6年度決算増減額がプラス（増加）かつ、令和6年度目標増減率がプラス（未達成）の箇所（令和6年度目標増減率を赤字）と債権名を網掛け

3 令和6年度の徴収取組状況

(1) 各債権所管課の取組

各債権所管課が実施した効果的な取組は、以下のとおり。

- ①催告書に手書きの文言を添えることにより、一人ひとりの状況を注視していることを窺わせる印象を与えた。
(納骨堂使用料：思い出の里市営霊園事務所)
- ②高額な滞納事案について、本庁と区福祉課が共同で進行管理を行った。
(生活保護費返還金：生活福祉課)
- ③差押調書作成研修・差押実地研修を実施した。(後期高齢者医療保険料：国保年金課)
- ④債権発生発覚時に対象者へすぐに架電を行い、状況確認や今後の対応等の整理を行うことにより、速やかな納付に繋げることができた。(児童手当等返還金：子育て支援課)

(2) 収納対策課の取組

徴収体制強化の支援として実施した取組は、以下のとおり。

①研修の実施

令和5年度：8回/135名参加 ⇒ 令和6年度：8回/207名参加

※令和5年度と比べ、全体的（債権回収対策基本計画対象・対象外債権を問わず）に出席者が増加した。

②助言・指導の実施

令和5年度：70件実施 ⇒ 令和6年度：164件実施

※基本計画の対象債権所管課に限らず、全庁からの相談が増加した。 令和5年度：35課 ⇒ 令和6年度：53課

③破産事件に係る情報提供の実施

令和5年度139件 ⇒ 令和6年度：170件

※債権回収対策基本計画対象債権所管課及び情報提供を希望する債権所管課へ月2回提供

④事案審査会の開催

令和5年度：整理率53.4%（うち完納率31.8%） ⇒ 令和6年度：整理率48.3%（うち完納率31.0%）

4 令和6年度目標達成のための重点取組事項の取組状況

令和6年度重点取組事項

【債権管理条例等に基づいた適切な債権管理・管理体制の強化】

●債権所管課は、条例や個別の法令等に基づく適切な回収事務の徹底及び所属内での回収事務のノウハウの向上に努める。

1. 研修の受講

収納対策課で開催している債権回収対策の研修に参加し、回収事務に必要な法令や手続きについて学ぶ。また、資料等の共有を図り、受講者以外へもノウハウを伝える。

2. マニュアルの活用

マニュアルをもとに、債権の特徴に合わせた回収事務を実施する。また、回収事務を行ううえで、マニュアルに不足があった場合は、随時追加することでマニュアルを充実させる。

3. 課題の洗い出し

債権所管課が自立した徴収体制を確立し、積極的な債権回収を進め、収入未済額の圧縮を図ることを目的として、研修の受講、マニュアルの充実や事案審査などを有効に活用するために、債権回収上の課題の洗い出しを実施する。

債権所管課において、現状の取組を分析して課題を抽出し、その課題に対して整理を進めた。

① 研修の受講

債権回収対策の研修への参加を促すだけでなく、所管債権に特化・必要な研修が実施された。

取組例：所管債権に特化した研修の開催（子育て支援課）、実地研修の開催（国保年金課）

② マニュアルの活用

既存マニュアルの更新だけでなく、債権所管課と徴収担当課が必要な項目や対応方法について協議を行い充実が図られた。

取組例：マニュアルにFAQの追加（介護保険課）、折衝事例の追加、架電マニュアルの作成（子育て支援課）

③ 各債権の債権回収に係る課題の洗い出し

その他、債権特有の課題や債権回収を進めるための課題整理や収入未済額圧縮のため取組が行われた。

債権特有の課題への対応：墓地権利の承継（思い出の里市営霊園事務所）、保険情報の確認ができない患者の対応（医事課）

滞納を発生させない取組：保険者間調整の積極的勧奨（国保年金課）、新しく65歳になる方への納付案内（介護保険課）

※課題の洗い出しを実施する中で、支援組織（税務部、北・南部市税事務所）に関連する課題については、以下のとおり整理した。

債権回収対策の研修の受講方法、開催時期について：研修構成・受講方法の変更、開催方法の見直し検討

各種照会への対応（回答日数、回答内容）について：市税事務所との調整、回答内容は引き続き地方税法の規定に基づき対応

1 収入未済額の目標の設定状況

(1) 収入未済額の目標設定額

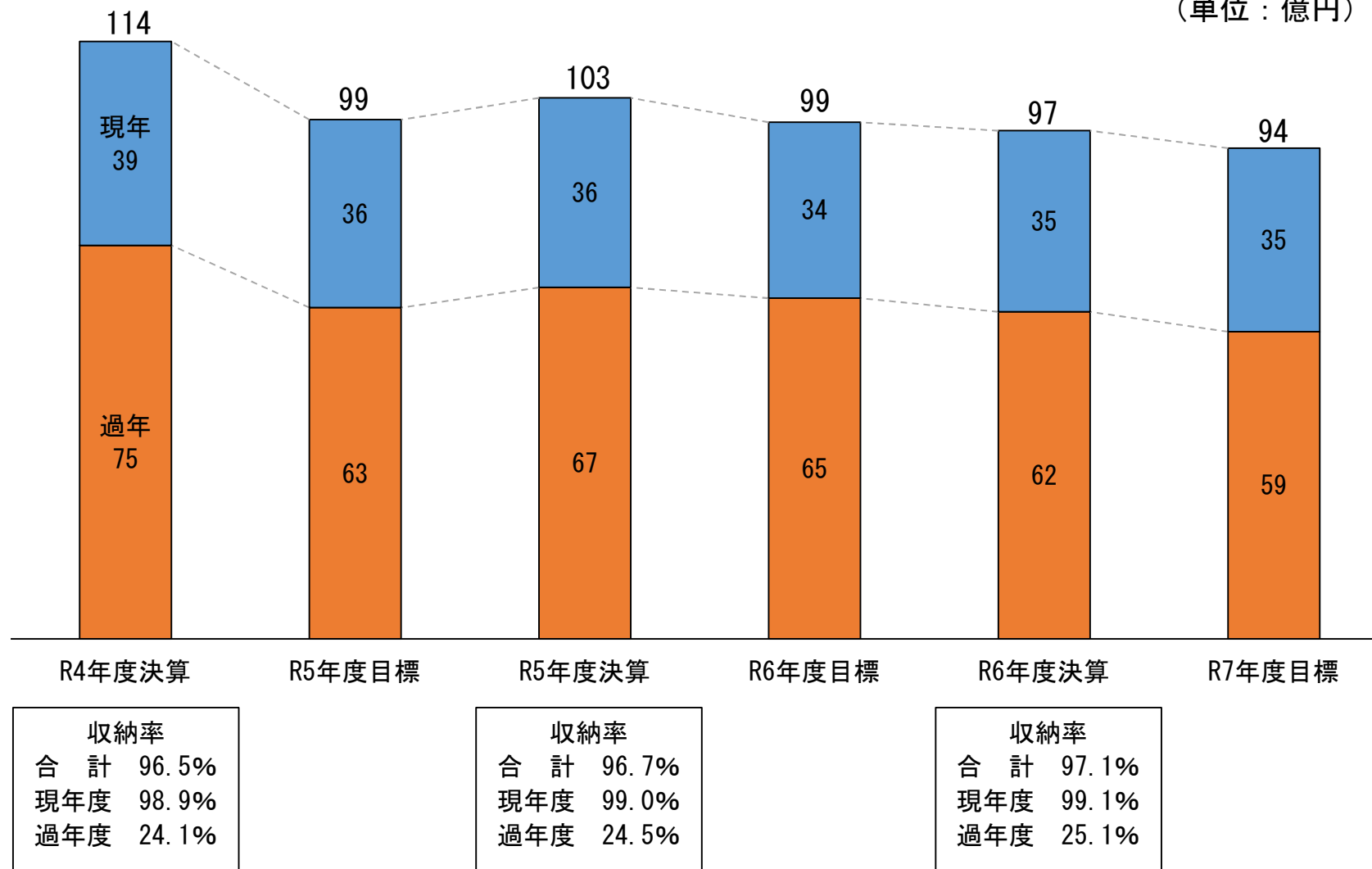
基本計画において、債権所管課は効率的かつ効果的な債権回収を推進するため、債権回収実施計画を策定するよう定めており、各所管課から提出された債権回収実施計画に基づき、以下のとおり令和 7 年度収入未済額の全体の目標を設定した。

令和 7 年度 収入未済額目標	合 計	94億円（令和 6 年度決算 97億円）
	現年度	35億円（令和 6 年度決算 35億円）
	過年度	59億円（令和 6 年度決算 62億円）

令和 6 年度決算から約 3 億円（▲3.5%）の圧縮

2 収入未済額の目標と決算額の推移

(単位：億円)



3 収入未済額の目標の設定状況（組織順）

（単位：千円）

局	所管課	債権名		令和5年度 決 算 (A)	令和6年度 決 算 (B)	対前年度 決算増減率 C=(B-A)/A	令和7年度 目 標 (D)	令和7年度 目標増減率 E=(D-B)/B	令和6年度 決算 (F)	令和7年度 目標 (G)	令和7年度 目標増減率 H=(G-F)/F
財政局	収納対策課	強-1	市税	3,865,291	3,409,657	▲ 11.8%	3,393,951	▲ 0.5%	3,409,657	3,393,951	▲ 0.5%
保健衛生局	思い出の里 市営霊園事務所	非-1	墓地管理料	4,285	4,554	6.3%	4,260	▲ 6.5%	263,745	238,950	▲ 9.4%
		非-2	納骨堂使用料	1,214	1,065	▲ 12.3%	1,012	▲ 4.9%			
	医事課	私-4	入院医療費 ※ 1, 2	235,517	226,569	▲ 3.8%	203,794	▲ 10.1%			
		私-5	外来医療費 ※ 1, 2	31,166	31,557	1.3%	29,884	▲ 5.3%			
福祉局	福祉総務課	私-1	緊急生活資金貸付金	1,285	1,189	▲ 7.5%	1,187	▲ 0.1%	5,826,220	5,538,038	▲ 4.9%
		私-2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	4,665	4,413	▲ 5.4%	4,382	▲ 0.7%			
	生活福祉課	非-3	生活保護費返還金	2,120,313	2,135,464	0.7%	2,118,470	▲ 0.8%			
	国保年金課	強-2	国民健康保険税	3,170,988	2,980,551	▲ 6.0%	2,716,784	▲ 8.8%			
		強-3	後期高齢者医療保険料	151,263	174,658	15.5%	165,000	▲ 5.5%			
		非-5	国民健康保険事業特別会計返納金	155,937	147,197	▲ 5.6%	147,196	▲ 0.0%			
	高齢福祉課	非-7	老人ホーム入所・保護者負担金	2,706	2,484	▲ 8.2%	2,420	▲ 2.6%			
	介護保険課	強-4	介護保険料	366,947	376,920	2.7%	379,378	0.7%			
	障害福祉課	非-4	心身障害者福祉手当返還金	1,310	379	▲ 71.1%	350	▲ 7.8%			
		非-6	心身障害者医療給付費返還金	196	144	▲ 26.6%	141	▲ 2.2%			
		私-3	心身障害者扶養共済収入	3,175	2,821	▲ 11.1%	2,730	▲ 3.2%			
子ども未来局	子育て支援課	非-8	児童手当等返還金	8,767	8,116	▲ 7.4%	8,070	▲ 0.6%	152,836	143,732	▲ 6.0%
		非-9	児童扶養手当返還金	18,894	20,681	9.5%	20,900	1.1%			
		非-12	ひとり親家庭等医療費	-	2,271	-	2,400	5.7%			
		私-6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	16,873	15,315	▲ 9.2%	15,280	▲ 0.2%			
	放課後児童課	非-10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	16,830	13,172	▲ 21.7%	10,433	▲ 20.8%			
	保育課	強-5	公立保育所使用料	21,569	17,919	▲ 16.9%	16,500	▲ 7.9%			
		私-9	保護者給食費負担金	6,957	7,936	14.1%	7,900	▲ 0.5%			
		私-10	公立保育所時間外保育使用料	4,404	4,579	4.0%	4,560	▲ 0.4%			
	保育施設支援課	強-6	私立保育所保護者負担金	55,286	52,568	▲ 4.9%	48,489	▲ 7.8%			
	児童相談所	強-7	児童福祉施設保護者負担金	9,158	10,279	12.2%	9,200	▲ 10.5%			
環境局	廃棄物対策課	非-11	し尿処理手数料	5,744	4,466	▲ 22.2%	4,213	▲ 5.7%	4,466	4,213	▲ 5.7%
経済局	産業展開推進課	私-11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	931	844	▲ 9.3%	806	▲ 4.5%	844	806	▲ 4.5%
建設局	下水道総務課	強-8	下水道事業受益者負担金 ※ 2	23,683	22,273	▲ 6.0%	18,158	▲ 18.5%	23,868	19,513	▲ 18.2%
		私-7	水洗便所改造資金貸付金 ※ 2	1,894	1,596	▲ 15.7%	1,355	▲ 15.1%			
教育委員会事務局	学事課	私-8	入学準備金・奨学金貸付金	8,966	8,159	▲ 9.0%	7,282	▲ 10.7%	8,159	7,282	▲ 10.7%
合 計				10,316,213	9,689,795	▲ 6.1%	9,346,486	▲ 3.5%	9,689,795	9,346,486	▲ 3.5%

※1 入院医療費と外来医療費は、保険者負担分を除いた患者負担分を計上。

目標増減率が令和6年度決算の収入未済額より3%以下の箇所（赤字）と債権名を網掛け

※2 企業会計のため出納整理期間がなく、3月末時点での決算数値である。

4 目標達成のための重点取組事項

【債権回収に係る課題への計画的な取組】

●債権回収実施計画を策定する際に、債権所管課が現状分析を行い導き出した、短期的な課題と中・長期的な課題への対策を計画的に取り組むことで徴収体制を推進する。

1. 短期的な課題への取組

短期的な課題（年度内に取り組むべき課題）については、効果検証を行い、対策を進める。

2. 中・長期的な課題への取組

中・長期的な課題（年度を超えて取り組むべき課題）については、年度ごとに進捗状況を確認し、計画的に対策を進める。

3. 取組結果の情報共有

取組結果の効果・検証結果を債権回収対策本部内で共有することで庁内のノウハウ向上、進捗状況の把握を図る。

<スケジュール>

課題への取組状況の報告（中間報告）：令和8年1月

（結果報告）：令和8年8月

議題 3 未収債権調査による対象債権の追加について

1 趣旨

基本計画の対象となる債権は、毎年度見直すこととなっている。基本計画の対象となる債権は、「さいたま市債権回収対策基本計画の対象となる債権の基準を定める要領」に規定されている、以下の3点に該当する債権である（原則、回収の全件を外部委託しているものを除く）。

- ①債務者が国や地方公共団体ではないもの
- ②前年度の決算数値で収入未済額が1,000,000円以上のもの
- ③滞納者数が10人以上のもの

2 未収債権調査の結果

全庁に未収債権調査を実施した結果、以下の2債権が基準に該当した。

- (1) 養育費立替費（債権所管課：子ども未来局子ども育成部子育て支援課）
- (2) 学校給食費（債権所管課：教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課）

3 ヒアリング結果

(1) 養育費立替費（収入未済額：2,333,000 円 滞納者人数：13 人）

【債権の区分】

私債権

【債権の概要】

令和6年度の新規事業

ひとり親家庭の方に養育費が支払われない場合に、市が立替払いを行い、支払義務者（本来養育費を支払う者）へ立替分を請求する債権

【現状】

督促状送付後も納付が無い場合、文書催告や電話催告を実施し、納付を促している。

【今後の見通し・対策】

本債権は、新規事業に伴う債権であるが、完納者よりも滞納者の方が多く、今後も本事業の利用者が一定程度見込まれており、適切な債権管理と早期の回収対策が必要となる。

(2) 学校給食費（収入未済額：37,333,169 円 滞納者数：2,218 人 滞納世帯数：1,654 人）

【債権の区分】

私債権

【債権の概要】

令和6年度より公会計

小・中・中等教育・特別支援学校の給食提供に係る債権

【現状】

納付は口座振替を原則とし、滞納の発生を防ぐほか、滞納となった事案については、文書催告や電話催告を実施し、納付を促している。

【今後の見通し・対策】

本債権は学校給食の提供期間中は、継続的に発生し続けるため、今後滞納の累積が懸念される。

生活困窮世帯には就学援助等の支援制度を案内することで滞納の発生を未然に防ぐほか、高額案件に対する個別催告を強化し、なおも回収が見込めない場合には法的措置を検討する必要がある。

4 今後の方針

「養育費立替費」、「学校給食費」はともに今後も債権が発生する。

継続して債権が発生することから、債権の適正な管理及び積極的な債権回収が求められるため、「さいたま市債権回収対策基本計画の対象となる債権の基準を定める要領」に基づき基本計画対象債権とする。

さいたま市債権回収対策基本計画の改定について (計画期間:令和8年度～12年度)

議題 4

- 第4次さいたま市債権回収対策基本計画の実施期間が今年度末で満了となるが、継続的な取組が必要となるため、計画を改定するもの。

1 これまでの成果

- 市民負担の公平性、歳入の安定確保に向けた継続的な取組を行うため、平成20年8月に、さいたま市債権回収対策基本計画を策定した。
- 第1次計画から第3次計画(平成20年10月～令和2年3月)間の主な取組
- (1) 債権の引継(国民健康保険税、保育料、奨学金)による集中的な滞納整理の実施
 - (2) 事案審査会による共同管理の実施
 - (3) 債権管理条例の策定による市内ルールを整備等
- 第4次期間中には、引継基準の見直し、徴収マニュアルの整備、債権回収上の課題の洗い出しを行うなど、徴収体制を整えてきた。

【計画策定後の収納率・収入未済額の推移】

計画期間	収納率 (%)	収入未済額 (百万円)
第1次(H20.10～H24.3) H23年度決算	88.1	32,067
第2次(H24.4～H27.3) H26年度決算	91.2	25,399
第3次(H27.4～R2.3) R元年度決算	95.8	13,401

2 現状

第4次計画初年度(R2年度決算)と比べ、対象債権全体の収入未済額の圧縮及び収納率の向上が図られているものの、市税、国保税を除くと収入未済額は増加している。

【対象債権の収納率・収入未済額の推移】

全体	R2	R3	R4	R5	R6	R6－R2
収納率(%)	95.7	96.2	96.5	96.7	97.1	+1.4
収入未済額(百万円)	13,781	12,147	11,393	10,316	9,690	▲4,091

■ 内訳

市税・国保税	R2	R3	R4	R5	R6	R6－R2
収納率(%)	96.3	96.8	97.0	97.4	97.7	+1.4
収入未済額(百万円)	10,608	9,028	8,244	7,036	6,390	▲4,218

市税・国保税以外	R2	R3	R4	R5	R6	R6－R2
収納率(%)	91.6	92.3	92.6	92.5	93.2	+1.6
収入未済額(百万円)	3,173	3,119	3,149	3,280	3,300	127
対象債権数	28	28	28	*1 30	*2 31	3

*1 「さいたま市小規模企業者等給付金返還金(経済局)」(R5)

「保育施設等利用者負担額(子ども未来局)」が「公立」及び「私立」の2債権に細分化(R5)

*2 「ひとり親家庭等医療費(子ども未来局)」(R6)」

○ 債権区分ごとの推移

[強制徴収公債権]

市税、国民健康保険税では、滞納処分(差押・執行停止)の実施件数が第4次計画初年度と比べ増加しているが、市税、国民健康保険税を除く債権では、滞納処分の件数は低位で横ばい。

【対象債権の滞納処分の推移】

単位: 件

強制徴収公債権		R2	R3	R4	R5	R6	R6－R2
差押件数	市税・国保税	3,075	4,501	4,088	7,315	9,874	6,799
	市税・国保税以外	3	2	3	5	14	11
執行停止件数	市税・国保税	10,626	11,640	15,294	18,189	17,047	6,421
	市税・国保税以外	74	21	46	60	84	10

※ 市税・国保税 (7,036)、介護保険料 (367)、後期高齢者医療保険料 (151) 等

※ カッコ内はR5収入未済額(百万円) 以下同様

[非強制徴収公債権・私債権]

強制執行(差押)の実績は無く、債権放棄の件数は、R3をピークに減少傾向。

【対象債権の強制執行等の推移】

単位: 件

非強制徴収公債権	R2	R3	R4	R5	R6	R6－R2
強制執行(差押)実施件数	0	0	0	0	0	0
債権放棄件数	12	13	7	11	17	5

※ 生活保護費返還金 (2,120)、国民健康保険事業特別会計返納金 (156)、児童扶養手当返還金 (19) 等

※ 債権放棄件数は、対象債権外の件数を含む (以下同様)

私債権	R2	R3	R4	R5	R6	R6－R2
強制執行(差押)実施件数	0	0	0	0	0	0
債権放棄件数	467	687	402	356	292	▲175

※ 入院医療費 (236)、外来医療費 (31)、母子父子寡婦福祉資金貸付金 (17) 等

(参考) 債権の区分による違い

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
時効	5年又は2年	5年	5年(旧民法:10年等)
消滅時効	債権が消滅する		債権が消滅しない
財産調査	可能	不可	
回収手段 (意思決定)	国税徴収法に基づく差押 (専決)	訴えの提起(議決) 強制執行等(専決)	
緩和措置 (意思決定)	国税徴収法に基づく執行 停止(専決)	地方自治法施行令に基づく徴収停止 (専決)	
債権の放棄 (意思決定)	不可	債権管理条例による債権放棄(専決) 上記以外(議決)	

※ 債権管理条例で定める債権放棄の主な要件

共通要件: 放棄額が100万円以下

放棄事由: ①破産により免責、②相続人不存在、③生活困窮者・法人破産、④徴収停止の措置から相当期間経過後も資力の回復なし、⑤私債権で時効を経過

3 課題

- (1) 他政令市と比べ、実績が極端に少ないため、債権所管課で法令に基づく各種措置（滞納処分、強制執行、債権放棄等）を行うためのノウハウを蓄積し、自立した徴収体制を強化する必要がある。
- (2) 限られた人員、経費で回収業務を実施するためには、回収不能な事案を法令等に基づき、執行停止や債権放棄を行うなど整理し、回収可能な事案に注力する必要がある。
- (3) 令和6年度包括外部監査において、「同じ債権について区役所ごとの収納率のばらつきの是正」、「強制執行等の高度な債権回収手続きのできる体制を確立・強化する必要性」について、意見がなされた。

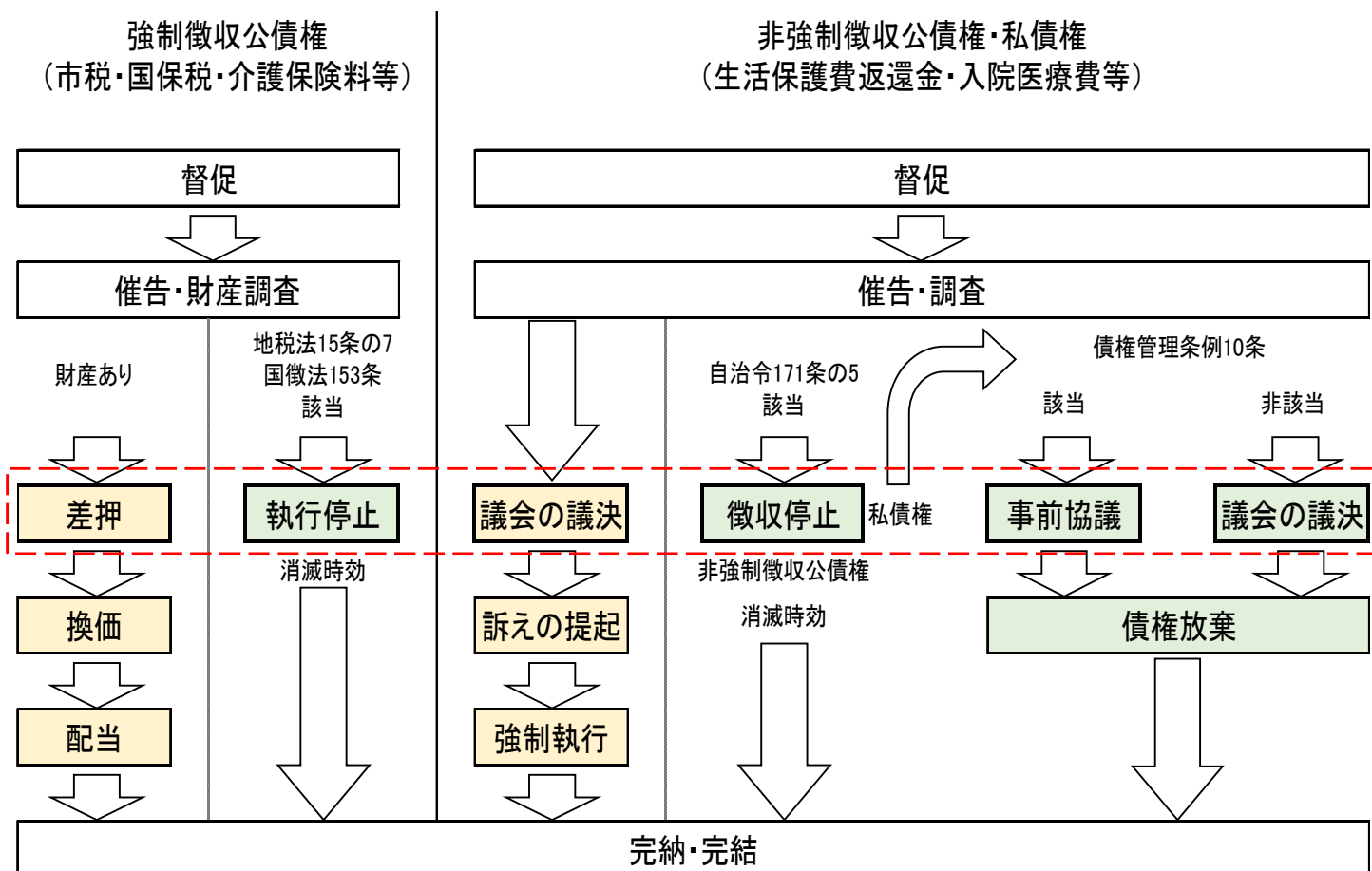
4 改定の方向性

- (1) 債権所管課が債権回収（滞納処分や強制執行等）を行い、適切な債権管理を行える体制（＝自立した徴収体制）の強化を図りつつ、債権回収に関し結果を出すことを目的に改定を行う。
- (2) 債権ごとの性質だけでなく、債権の区分によっても管理方法が異なるため、現計画までは達成基準を定めていなかったが、他政令市等の類似債権と同水準の実績を目指す。
債権所管課において、他政令市等の状況を調査し、毎年作成する債権回収実施計画で個別目標を設定し、進捗管理を徹底する。

（参考）債権の性質による違い

- ・ 生活困窮者に対する債権のため、回収が困難なケースが多い（生活保護費返還金、緊急生活資金貸付金、岩槻市愛の泉貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等）
- ・ 債務者の住所の捕捉が困難なケースが多い（入院医療費、外来医療費）
- ・ 児童福祉の妨げにならない等、債権回収にあたり、福祉的な配慮を必要とするケースが多い（児童福祉施設保護者負担金、生活保護費返還金）

■ 債権回収事務の流れ（一例）



5 債権所管課と収納対策課の主な取組

○ 債権所管課の主な取組

(1) 債権の適正な管理

滞納事案を精査し見極めを行い、各種措置を実施する

- ① 回収不能 ⇒ 執行停止、徴収停止・債権放棄の実施
- ② 回収 ⇒ 差押、強制執行の実施
- ③ その他 ⇒ 調査等行い事案の見極めを実施

(2) 回収業務担当課との連携

債権所管課と回収業務担当課が異なる(区役所や事務所等が回収業務を実施している)債権については、債権所管課の責任において、回収業務担当課の債権の管理状況及び進捗状況を把握し、適切な指示を行うなど、相互に連携を図り債権回収業務を実施する。

(3) 目標達成に向けた進捗管理の徹底

債権所管課において、他政令市等の状況を調査し、毎年作成する債権回収実施計画で個別目標を設定し、進捗管理を徹底する。

○ 収納対策課の主な取組

(1) 債権所管課との共同管理や相談体制の拡充

- ・ 事案審査会における審査件数の上限の撤廃(令和7年度より実施)
- ・ 債権回収に関する相談実施後の進捗確認の実施(令和7年度より実施)

(2) 研修内容の充実

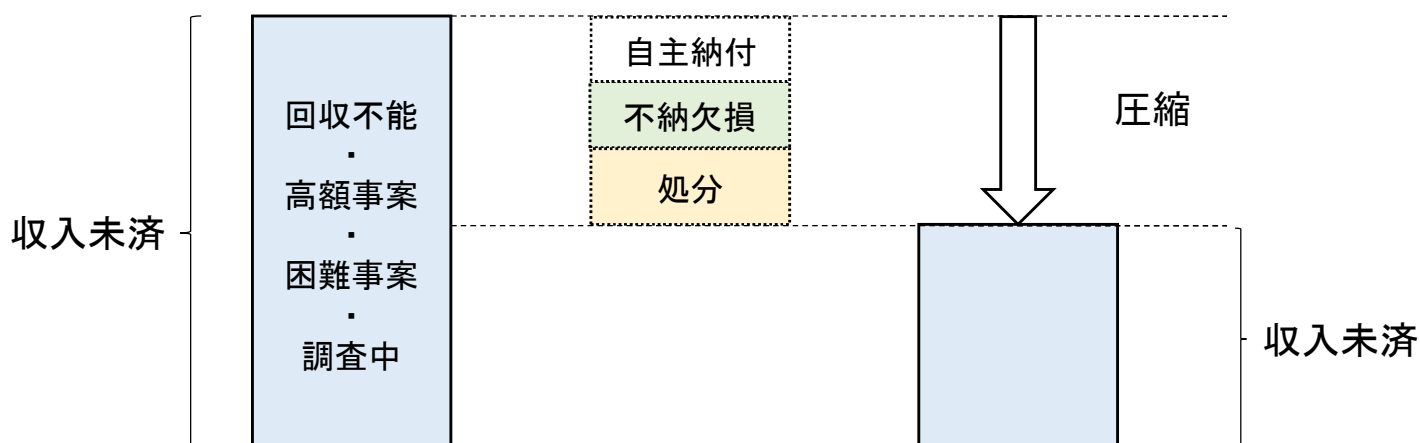
実務に合わせた研修の開催(令和8年度以降実施)

※相続人調査や調書作成の個人ワーク、事例紹介を取り入れた研修を検討

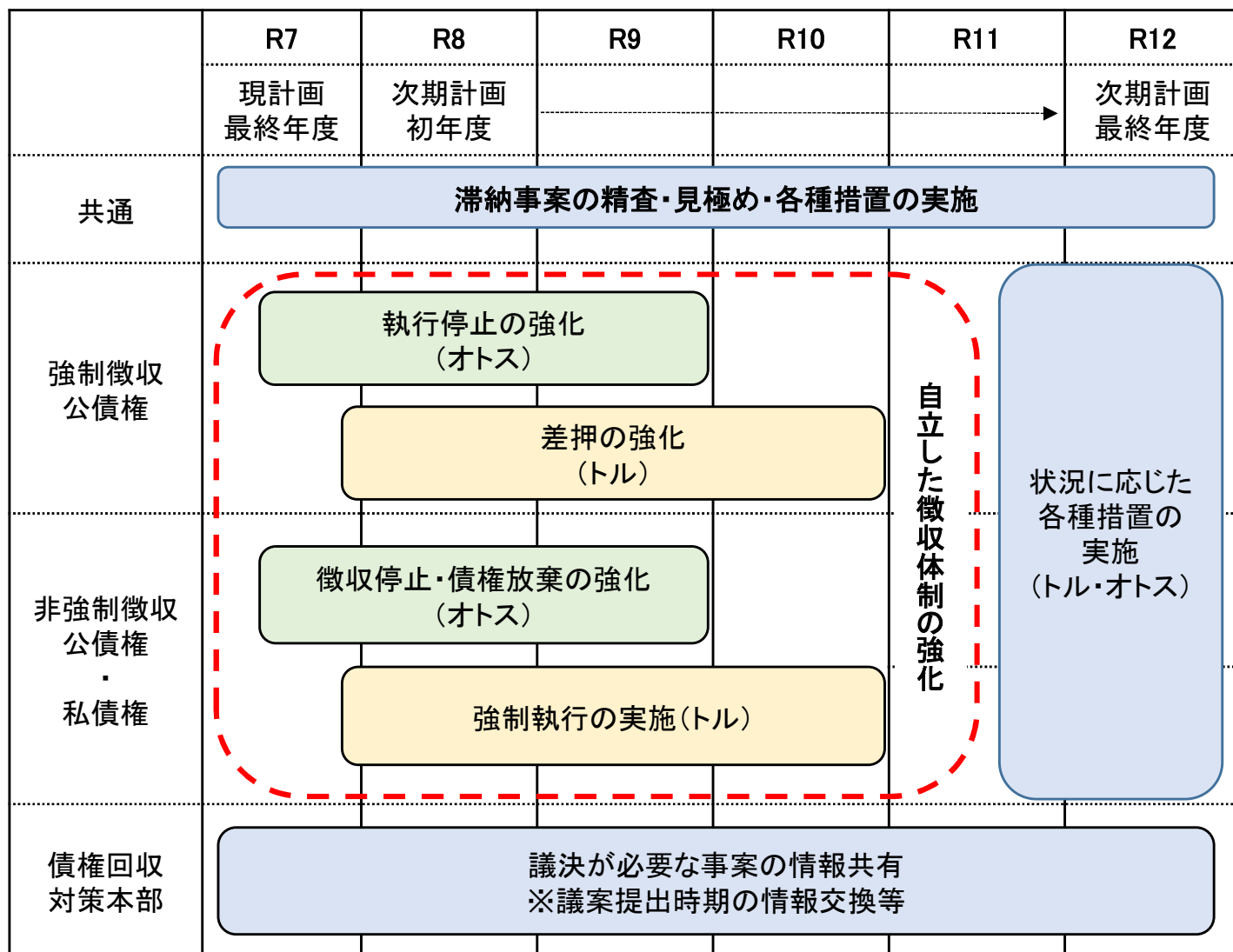
6 見込まれる効果

回収不能な事案に対し、法令に基づく適切な措置を行い、回収可能な事案へマンパワーを集約することで、効率的な債権回収事務が実施でき、収入未済額の圧縮、収納率の向上が見込まれる。

■ 収入未済額の圧縮イメージ



7 次期計画期間のロードマップ



- (1) 次期計画期間当初(R8～R9)は、滞納事案のうち、回収不能事案への各種措置を重点的に実施し、収入未済額の圧縮、管理事案の削減を目指す。
※ 令和7年度後半から着手をはじめ、着実に進めていく。
- (2) 次期計画期間中期(R8～R10)は、回収事案に注力し、差押や強制執行を実施し、収入未済額の圧縮、管理事案の削減に加えて、収入額の増加を目指す。
※ 令和7年度後半から着手をはじめ、着実に進めていく。
- (3) 各種措置を行うことによって、自立した徴収体制が強化され、次期計画後期(R11～R12)は、債権所管課において、事案の状況に応じた各種措置(トル・オトス)が実施できる体制となる。
- (4) 各種措置を行うにあたり、議決が必要な事案については、債権回収対策本部内で情報共有を行う。

さいたま市債権回収対策基本計画（案） 新旧対照表

新（令和8年3月）	旧（令和6年10月）
第5次さいたま市 債権回収対策基本計画 さいたま市債権回収対策本部 令和8年3月 目次 1 策定の趣旨・・・1 2 実施期間・・・1 3 対象債権・・・1 4 目標・・・1 5 推進体制・・・1 6 債権所管課の取組・・・2 7 税務部、北・南部市税事務所の取組・・・2 8 債権回収に当たる職員の責務・・・3 9 その他・・・3 さいたま市債権回収対策基本計画 1 策定の趣旨 さいたま市は、健全な財政運営を図るために、自主財源の確保・拡充などに積極的に取り組んできたが、市が有する債権の回収については依然として厳しい状況にあり、今まで以上に債権を適切に管理することが求められている。 このため、市民負担の公平性の確保といった点も含め、歳入の安定確保に向けて継続した取組が必要となっている。	さいたま市 債権回収対策基本計画 さいたま市債権回収対策本部 令和6年10月1日改定版 目次 1 策定の趣旨・・・1 2 実施期間・・・1 3 対象債権・・・1 4 目標・・・1 5 推進体制・・・1 6 債権所管課の取組・・・2 7 税務部、北・南部市税事務所の取組・・・2 8 債権回収に当たる職員の責務・・・3 9 その他・・・3 10 改定履歴・・・3 別表1（さいたま市債権回収対策基本計画対象債権一覧表）・・・5 別表2（税務部、北・南部市税事務所が引き継ぐ高額困難事案対象債権）・・・6 さいたま市債権回収対策基本計画 1 策定の趣旨 さいたま市は、健全な財政運営を図るために、自主財源の確保・拡充などに積極的に取り組んできたが、市が有する債権の回収については依然として厳しい状況にあり、今まで以上に債権を適切に管理することが求められている。 このため、市民負担の公平性の確保といった点も含め、歳入の安定確保に向けて継続した取組が必要となっている。

さいたま市債権回収対策基本計画（案） 新旧対照表	
新（令和８年３月）	旧（令和６年１０月）
そこで、さいたま市債権回収対策基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、全庁的な債権の回収対策を推進するものである。	そこで、さいたま市債権回収対策基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、全庁的な債権の回収対策を推進するものである。
２ 実施期間 基本計画の実施期間は、令和<u>８</u>年４月１日から令和<u>13</u>年３月３１日までとする。	２ 実施期間 基本計画は、平成２０年８月２８日に策定し、<u>今期</u>の実施期間は、令和<u>２</u>年４月１日から令和<u>８</u>年３月３１日までとする。
３ 対象債権 基本計画の対象となる債権及び当該債権の所管課(以下「債権所管課」という。)は、<u>別途要領に定めるもの</u>とする。 また、対象債権は毎年度見直すものとする。	３ 対象債権 基本計画の対象となる債権及び当該債権の所管課(以下「債権所管課」という。)は、<u>別表１に掲げるもの</u>とする。また、対象債権は毎年度見直すものとする。
４ 目 標 <u>さいたま市債権管理条例</u>(以下「条例」という。)等に基づき各対象債権において、債権を適切に管理し、また、<u>自立した債権所管課</u>の徴収体制を確立し積極的に債権回収を進め、収納率の向上及び収入未済額の圧縮を図ることを目標とする。	４ 目 標 債権管理条例等に基づき各対象債権において、債権を適切に管理し、また自立した債権所管課の徴収体制を確立し積極的に債権回収を進め、収納率の向上及び収入未済額の圧縮を図ることを目標とする。
５ 推進体制 (１) さいたま市債権回収対策本部 さいたま市債権回収対策本部は、全庁的な債権管理の一層の適正化及び債権回収対策の推進に関して進行管理を行う。 (２) 債権所管課 債権所管課は、債権回収対策の取組の主体となる組織として、債権回収を行う。 (３) 税務部、北・南部市税事務所 税務部、北・南部市税事務所は、債権回収対策を推進するための専門組織として、債権所管課が行う債権回収を支援する。	５ 推進体制 (１) さいたま市債権回収対策本部 さいたま市債権回収対策本部は、全庁的な債権管理の一層の適正化及び債権回収対策の推進に関して進行管理を行う。 (２) 債権所管課 債権所管課は、債権回収対策の取組の主体となる組織として、債権回収を行う。 (３) 税務部、北・南部市税事務所 税務部、北・南部市税事務所は、債権回収対策を推進するための専門組織として、債権所管課が行う債権回収を支援する。

さいたま市債権回収対策基本計画（案） 新旧対照表

新（令和８年３月）	旧（令和６年１０月）
6 債権所管課の取組 債権所管課は、対象債権における債権の適切な管理と徴収体制を強化し効率的かつ効果的な債権回収を行うために、次の取組を行う。 （１）債権の適切な管理 各債権の根拠法令及び<u>条例</u>に基づき、<u>債務者の状況を踏まえた適切な措置を行うなど、</u>債権の発生から消滅までを適切に管理する。 （２）債権回収実施計画の策定 債権回収に係る課題・対策・目標を明確にするため、現状分析を行い、所管する債権ごとに毎年度債権回収実施計画を策定する。 （３）計画的な債権回収業務と進行管理 債権回収実施計画に基づき債権回収業務を実施し、その進捗状況を管理する。 （４）徴収担当課との連携 <u>債権所管課と徴収担当課が異なる債権においては、徴収担当課の債権の管理状況及び進捗状況を把握し適切な指示を行うなど、相互に連携を図り債権回収業務を実施する。</u> 7 税務部、北・南部市税事務所の取組 （１）高額困難事案の徴収対策 高額困難事案については、定期的に税務部、北・南部市税事務所による事案審査を実施し、徴収対策の進行管理を徹底する。 債権所管課から<u>別途要領に定めるもの</u>のうち、高額困難事案を引き継ぎ、集中的に滞納整理を行う。 （２）債権の適切な管理の推進と徴収体制の強化の支援 債権所管課における債権の適切な管理の推進と徴収体制を強化するために、次の支援を行う。 ア 適切な債権管理の支援 条例に基づく、適切な債権管理の実施を支援する。 イ 助言・指導の実施 債権回収に関して、必要な助言・指導を実施する。 ウ マニュアルの整備促進 債権回収に関するマニュアル・事務処理基準の作成を支援する。 エ 研修の充実 債権回収に関する実務研修を充実させる。 オ 実務相談の充実 弁護士、金融機関や税務署のＯＢ、その他債権回収の専門家を積極的に活用した実務相談を実施する。 カ その他 その他債権回収対策の推進に当たり、効果的な徴収体制の<u>研究及び</u>強化策を実施する。	6 債権所管課の取組 債権所管課は、対象債権における債権の適切な管理と徴収体制を強化し効率的かつ効果的な債権回収を行うために、<u>必要に応じ各区役所等関係課所と連携して、</u>次の取組を行う。 （１）債権の適切な管理 各債権の根拠法令及び<u>さいたま市債権管理</u>条例に基づき、債権の発生から消滅までを適切に管理する。 （２）債権回収実施計画の策定 債権回収に係る課題・対策・目標を明確にするため、現状分析を行い、所管する債権ごとに毎年度債権回収実施計画を策定する。 （３）計画的な債権回収業務と進行管理 債権回収実施計画に基づき債権回収業務を実施し、その進捗状況を管理する。 7 税務部、北・南部市税事務所の取組 （１）高額困難事案の徴収対策 高額困難事案については、定期的に税務部、北・南部市税事務所による事案審査を実施し、徴収対策の進行管理を徹底する。 債権所管課から<u>別表２に掲げる債権</u>のうち、高額困難事案を引き継ぎ、集中的に滞納整理を行う。 （２）債権の適切な管理の推進と徴収体制の強化の支援 債権所管課における債権の適切な管理の推進と徴収体制を強化するために、次の支援策を行う。 ア 適切な債権管理の支援 <u>さいたま市債権管理</u>条例に基づく、適切な債権管理の実施を支援する。 イ 助言・指導の実施 債権回収に関して、必要な助言・指導を実施する。 ウ マニュアルの整備促進 債権回収に関するマニュアル・事務処理基準の作成を支援する。 エ 研修の充実 債権回収に関する実務研修<u>及び臨戸訪問等の</u>実地研修を充実させる。 オ 実務相談の充実 弁護士、金融機関や税務署のＯＢ、その他債権回収の専門家を積極的に活用した実務相談を実施する。 カ その他 その他債権回収対策の推進に当たり、効果的な徴収体制の強化策を実施する。

さいたま市債権回収対策基本計画（案） 新旧対照表

新（令和８年３月）	旧（令和６年１０月）
８ 債権回収に当たる職員の責務 債権回収に当たる職員は、法令を遵守し、市民負担の公平性の確保、歳入の安定確保を目指し、各債権及びその滞納者が有する特殊性を考慮しつつ、組織を挙げて全力で債権回収に取り組まなければならない。 ９ その他 債権所管課及び税務部、北・南部市税事務所は、債権を適切に管理し効率的かつ効果的な債権回収を行うために、相互に十分な連携を図るものとする。 債権回収対策の関係課所は、債権所管課及び税務部、北・南部市税事務所に対して、債権回収対策の推進に関して必要な協力を行うものとする。	８ 債権回収に当たる職員の責務 債権回収に当たる職員は、法令を遵守し、市民負担の公平性の確保、歳入の安定確保を目指し、各債権及びその滞納者が有する特殊性を考慮しつつ、組織を挙げて全力で債権回収に取り組まなければならない。 ９ その他 債権所管課及び税務部、北・南部市税事務所は、債権を適切に管理し効率的かつ効果的な債権回収を行うために、相互に十分な連携を図るものとする。 債権回収対策の関係課所は、債権所管課及び税務部、北・南部市税事務所に対して、債権回収対策の推進に関して必要な協力を行うものとする。 <u>１０ 改定履歴</u> <u>平成２０年８月２８日 策定</u> <u>平成２３年３月１４日 債権整理推進室設置に伴う改定</u> <u>平成２４年２月 ３日 実施期間更新に伴う改定</u> <u>平成２４年８月 ６日 別表１ 債権名の一部変更に伴う改定</u> <u>平成２５年３月１１日 別表１ 債権種別変更及び債権所管課変更に伴う改定</u> <u>平成２６年４月 １日 債権整理推進部への名称変更に伴う改定</u> <u>平成２６年１１月７日 別表１ 債権名の一部変更に伴う改定</u> <u>平成２７年１月２３日 実施期間更新に伴う改定</u> <u>平成２７年４月 １日 別表１・２ 債権名の一部変更並びに組織改正による債権所管課変更に伴う改定</u> <u>平成２７年７月３１日 別表１ 対象となる債権の変更に伴う改定</u> <u>平成２８年４月 １日 さいたま市債権管理条例の制定及び別表１・２ 債権所管課変更に伴う改定</u> <u>平成２９年４月 １日 別表２ 高額困難事案対象債権の追加に伴う改定</u> <u>平成２９年８月 ２日 別表１ 対象となる債権追加に伴う改定</u> <u>平成２９年１１月１日 別表１ 対象債権所管課名変更に伴う改定</u> <u>平成３０年４月 １日 別表１ 対象債権所管課名変更に伴う改定</u> <u>平成３０年８月 ９日 別表１ 対象となる債権追加に伴う改定</u> <u>令和 ２年１月 １日 新年号及び組織変更に伴う改定</u> <u>（債権整理推進部が廃止され、国民健康保険税の全件及び保育施設等利用者負担額の一部を北・南部市税事務所納税課、入学準備金・奨学金貸付金の一部を税務収</u>

さいたま市債権回収対策基本計画（案） 新旧対照表

新（令和8年3月）	旧（令和6年10月）
	<u>納対策課で引継ぐ。市税は、区長課税から市長課税になるため、引継対象債権から外れる）</u> <u>令和 2年4月 1日 実施期間更新に伴う改定</u> <u>令和 2年10月1日 別表1 対象となる債権追加に伴う改定</u> <u>令和 5年4月 1日 別表1・2 組織改正による債権所管課名変更に伴い改定</u> <u>令和 5年10月1日 別表1 対象となる債権追加に伴う改定</u> <u>令和 6年4月 1日 別表1・2 債権名の一部変更並びに組織改正による債権所管課変更に伴う改定</u> <u>令和 6年10月1日 別表1 対象となる債権追加に伴う改定</u>

さいたま市債権回収対策本部設置要綱（案） 新旧対照表

新（令和８年４月１日）	旧（令和５年１０月１日）
さいたま市債権回収対策本部設置要綱 （設置） 第１条 全庁的な債権回収対策を推進し、市民負担の公平性及び市債権収入の安定確保を図るため、さいたま市債権回収対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。 （協議事項） 第２条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。 （１） 債権回収対策の実施に関すること。 （２） 債権回収対策の推進組織に関すること。 （３） 債権回収対策の進行管理に関すること。 （組織） 第３条 対策本部は、本部長及び本部員をもって組織する。 ２ 本部長は、財政局に関する事務を担当する副市長をもって充てる。 ３ 本部員は、<u>債権回収対策基本計画対象債権の所管局長</u>、都市戦略本部長、総務局長、財政局長及び区長（区長の互選により定められた２人）をもって充てる。 （職務等） 第４条 本部長は、会務を総理するとともに、対策本部の会議を招集し、その議長となる。 ２ 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。 （部会） 第５条 対策本部の審議に付すべき事項を調査検討させるため、対策本部に部会を置く。 ２ 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。 ３ 部会長は、財政局税務部長をもって充てる。 ４ 部会員は、本部長が指名する者をもって充てる。 ５ 部会長は、会務を総理するとともに、部会を招集し、その議長となる。 ６ 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。 （庶務） 第６条 対策本部の庶務は、財政局において処理する。 （委任） 第７条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。 附 則 この要綱は、平成２０年２月４日から施行する。 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。 この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。 この要綱は、平成２５年１１月５日から施行する。 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。	さいたま市債権回収対策本部設置要綱 （設置） 第１条 全庁的な債権回収対策を推進し、市民負担の公平性及び市債権収入の安定確保を図るため、さいたま市債権回収対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。 （協議事項） 第２条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。 （１） 債権回収対策の実施に関すること。 （２） 債権回収対策の推進組織に関すること。 （３） 債権回収対策の進行管理に関すること。 （組織） 第３条 対策本部は、本部長及び本部員をもって組織する。 ２ 本部長は、財政局に関する事務を担当する副市長をもって充てる。 ３ 本部員は、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、<u>保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、建設局長</u>、区長（区長の互選により定められた２人）、<u>副教育長</u>をもって充てる。 （職務等） 第４条 本部長は、会務を総理するとともに、対策本部の会議を招集し、その議長となる。 ２ 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。 （部会） 第５条 対策本部の審議に付すべき事項を調査検討させるため、対策本部に部会を置く。 ２ 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。 ３ 部会長は、財政局税務部長をもって充てる。 ４ 部会員は、本部長が指名する者をもって充てる。 ５ 部会長は、会務を総理するとともに、部会を招集し、その議長となる。 ６ 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。 （庶務） 第６条 対策本部の庶務は、財政局において処理する。 （委任） 第７条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。 附 則 この要綱は、平成２０年２月４日から施行する。 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。 この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。 この要綱は、平成２５年１１月５日から施行する。 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

さいたま市債権回収対策本部設置要綱（案） 新旧対照表

新（令和８年４月１日）	旧（令和５年１０月１日）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。 この要綱は、令和２年１月１日から施行する。 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。 この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。 <u>この要綱は、令和８年４月１日から施行する。</u>	この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。 この要綱は、令和２年１月１日から施行する。 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。 この要綱は、令和５年１０月１日から施行

さいたま市債権回収対策基本計画の対象となる債権の基準を定める要領

第1 目的

この要領は、さいたま市債権回収対策基本計画（以下「基本計画」という。）の対象となる債権（以下「対象債権」という。）の基準に関して必要な事項を定める。

第2 基準

対象債権は、次のいずれにも該当する債権（原則として、その回収の全件を外部委託しているものを除く。）とする。

- (1) 債務者が国や地方公共団体ではないもの
- (2) 前年度の決算数値で収入未済額が1,000,000円以上のもの
- (3) 滞納者数が10人以上のもの

第3 調査

- 1 基本計画を所管する収納対策課は、毎年度、全庁に未収債権調査を行うものとする。
- 2 1の調査において、債権を所管する課は、対象債権に該当する債権の有無について、未収債権調査（回答）（別記様式）を提出するものとする。
- 3 収納対策課は、未収債権調査（回答）を提出した所管課に対し必要に応じヒアリングを実施し、当該債権が第2の基準を満たすかどうかを判断するものとする。

第4 決定

- 1 収納対策課は、第3の3により新たな対象債権があると判断した場合、さいたま市債権回収対策本部（以下「対策本部」という。）に諮るものとする。
- 2 対策本部は、審議の上、当該債権が対象債権かどうかを決定するものとする。

第5 その他

- 1 新たな対象債権の所管課は、基本計画に基づき、債権の適切な管理と効率的・効果的な債権回収を行うものとする。
- 2 対象債権は、基本計画の実施期間中に第2の基準を満たさなくなった場合でも、原則として、引き続き対象債権であるものとする。ただし、当該債権が制度廃止等により新規に発生しない場合は、この限りでない。

第6 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市債権回収対策基本計画対象債権一覧表（新）

(1) 強制徴収公債権（地方税（国税）の滞納処分の例により強制的に回収できる債権、時効期間の経過により消滅）

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
強－1	市税	財政局税務部収納対策課
強－2	国民健康保険税	福祉局生活福祉部国保年金課
強－3	後期高齢者医療保険料	
強－4	介護保険料	福祉局長寿応援部介護保険課
強－5	公立保育所使用料	子ども未来局子育て未来部保育課
強－6	私立保育所保護者負担金	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
強－7	児童福祉施設保護者負担金	子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所
強－8	下水道事業受益者負担金	建設局下水道部下水道総務課

(2) 非強制徴収公債権（強制的な回収には裁判所の関与を要する債権、時効期間の経過により消滅）

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
非－1	墓地管理料	保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所
非－2	納骨堂使用料	
非－3	生活保護費返還金	福祉局生活福祉部生活福祉課
非－4	国民健康保険事業特別会計返納金	福祉局生活福祉部国保年金課
非－5	老人ホーム入所・保護者負担金	福祉局長寿応援部高齢福祉課
非－6	児童手当等返還金	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
非－7	児童扶養手当返還金	
非－8	ひとり親家庭等医療費	
非－9	放課後児童健全育成事業保護者負担金	子ども未来局子育て未来部放課後児童課
非－10	し尿処理手数料	環境局資源循環推進部廃棄物対策課

(3) 私債権（強制的な回収には裁判所の関与を要する債権、時効の援用等により消滅）

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
私－1	入院医療費	保健衛生局市立病院経営部医事課
私－2	外来医療費	
私－3	緊急生活資金貸付金	福祉局生活福祉部福祉総務課
私－4	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	
私－5	心身障害者扶養共済収入	福祉局障害福祉部障害福祉課
私－6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
私－7	養育費立替費	
私－8	保護者給食費負担金	子ども未来局子育て未来部保育課
私－9	公立保育所時間外保育使用料	
私－10	水洗便所改造資金貸付金	建設局下水道部下水道総務課
私－11	入学準備金・奨学金貸付金	教育委員会事務局学校教育部学事課
私－12	学校給食費	教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

※ 「心身障害者福祉手当返還金（旧：非-4）」、「心身障害者医療給付費返還金（旧：非-6）」、「さいたま市小規模企業者等給付金返還金（旧：非-11）」は、現計画期間満了時（令和6年度決算）において「さいたま市債権回収対策基本計画の対象となる債権の基準を定める要領」の基準を満たさないため、次期計画当初は対象債権から除かれる。

※ 「養育費立替費（新：私-7）」、「学校給食費（新：私-12）」は、議題3「未収債権調査による対象債権の追加について」が債権回収対策本部第36回本部会で承認された場合追加となる。

さいたま市債権回収対策基本計画対象債権一覧表（旧）

(1) 強制徴収公債権（地方税（国税）の滞納処分の例により強制的に回収できる債権、時効期間の経過により消滅）

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
強－1	市税	財政局税務部収納対策課
強－2	国民健康保険税	福祉局生活福祉部国保年金課
強－3	後期高齢者医療保険料	福祉局生活福祉部国保年金課
強－4	介護保険料	福祉局長寿応援部介護保険課
強－5	公立保育所使用料	子ども未来局子育て未来部保育課
強－6	私立保育所保護者負担金	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
強－7	児童福祉施設保護者負担金	子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所
強－8	下水道事業受益者負担金	建設局下水道部下水道総務課

(2) 非強制徴収公債権（強制的な回収には裁判所の関与を要する債権、時効期間の経過により消滅）

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
非－1	墓地管理料	保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所
非－2	納骨堂使用料	
非－3	生活保護費返還金	福祉局生活福祉部生活福祉課
非－4	心身障害者福祉手当返還金	福祉局障害福祉部障害福祉課
非－5	国民健康保険事業特別会計返納金	福祉局生活福祉部国保年金課
非－6	心身障害者医療給付費返還金	福祉局障害福祉部障害福祉課
非－7	老人ホーム入所・保護者負担金	福祉局長寿応援部高齢福祉課
非－8	児童手当等返還金	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
非－9	児童扶養手当返還金	
非－10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	子ども未来局子育て未来部放課後児童課
非－11	し尿処理手数料	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
非－12	ひとり親家庭等医療費	子ども未来局子ども育成部子育て支援課

(3) 私債権（強制的な回収には裁判所の関与を要する債権、時効の援用等により消滅）

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
私－1	緊急生活資金貸付金	福祉局生活福祉部福祉総務課
私－2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	
私－3	心身障害者扶養共済収入	福祉局障害福祉部障害福祉課
私－4	入院医療費	保健衛生局市立病院経営部医事課
私－5	外来医療費	
私－6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
私－7	水洗便所改造資金貸付金	建設局下水道部下水道総務課
私－8	入学準備金・奨学金貸付金	教育委員会事務局学校教育部学事課
私－9	保護者給食費負担金	子ども未来局子育て未来部保育課
私－10	公立保育所時間外保育使用料	
私－11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	経済局商工観光部産業展開推進課

基本計画 別表1 No.		令和 年度 債権回収実施計画															変更案								
債権名		債権 所管課				徴収業務 担当課		徴収 担当 職員数	専任 兼任	延滞金 (有る場合 は率)	時効 援用	年	債権回収 マニュアル	徴収 職員証											
根拠法令																									
(1) 現 状 分 析	① 最近の 収納率・収入未 済額及び滞納件 数の推移	項目	年度	令和	年度	令和	年度	令和 年度 決算見込み	② 他市 類似債権との 比較	調定額 調定額の比較・考察 調定額の大きさや現年・過年の内訳の違いなどを記入 収入未済額 収入未済額の比較・考察 収入未済額の順位や現年・過年の内訳の違いなどを記入 収納率 収納率の比較・考察 収納率の順位や現年・過年で の収納率の違いなどを記入 徴収対策 徴収対策の比較・考察 債権の管理方法・催告方法・債権の特殊性に合わせた効果的な徴収対策などの実施状況の比較を記入 各種措置 各種措置の実施状況比較・考察 強制徴収公債権：差押・執行停止などの実施状況の比較を記入 非強制徴収公債権・私債権：訴えの提起、強制執行、徴収停止、債権放棄などの実施状況の比較を記入															
		調定額 (円) A	現年							③ 回 収 状 況															
		収入未済額 (円) B	過年																						
			合計																						
			不納欠損額 (円) C	現年																					
		過年																							
		合計																							
		還付未済額 (円) D	現年																						
			過年																						
	合計																								
収入未済額 (円) E=A-B-C+D	現年																								
	過年																								
	合計																								
収納率(%) F=B/A	現年																								
	過年																								
	合計																								
滞納者数(人)	合計																								
	滞納件数(件)	合計																							
④ 問題 点																									
(2) 課 題	短期的な 課題 (年度中に取 組むべき課 題)								(3) 対 策																
	中・長期的な 課題 (年度を超え て取り組むべき 課題)	<昨年度からの継続課題>								<昨年度からの継続課題>															
		<新規>								<新規>															
(4) 目標とする 達成水準									(5) 成 果 目 標	項目		現年		過年		合計									
		目標収納 率	令和 年度 (%) G																						
			前年度比較 (ポイント) G-F																						
		目標 収入未済 額	令和 年度 (円) H																						
前年度比較 (円) H-E																									

1 債権の状況

単位:円、人(社)

項目	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
調定額	現年				
	過年				
	合計	0	0	0	
収入済額	現年				
	過年				
	合計	0	0	0	
不納欠損額	現年				
	過年				
	合計	0	0	0	
還付未済額	現年				
	過年				
	合計	0	0	0	
収入未済額	現年				
	過年				
	合計	0	0	0	
収納率	現年				
	過年				
	合計				
滞納者数					

2 回収の取組状況

単位:件

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
①財産調査				
②差押				
③執行停止				
④訴えの提起				
⑤強制執行				
⑥徴収停止				
⑦債権放棄				

3 滞納を発生させないための主な取組

--

4 債権を回収するための主な取組

--